

令和7年第2回安堵町議会定例会会議録

(2日目)

令和7年6月5日(木)開議

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	久保 茂樹		
総 務 部 長	吉田 一弘	住 民 生 活 部 長	勝 井 顯
事 業 部 長	廣瀬 好郁	理 事	池田 佳永
教 育 次 長	溝本 貴宏	会 計 管 理 者	富 士 青美
総 合 政 策 課 長	増田 篤人	安 全 安 心 課 長	吉 田 貴史
税 務 課 長	藤岡 征章	住 民 課 長	吉 田 彰宏
子ども家庭推進室課長	西田 淳二	健 康 福 祉 推 進 室 課 長	井 上 育久

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	吉岡 さとこ	議会事務局リーダー	吉田 裕一
----------	--------	-----------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

## 日 程

### 第1 一般質問

4番 福井 保夫 議員

- ① 買い物・通院等支援について
- ② フレックスタイム制の導入について
- ③ 安堵中学校のクラブ活動について

6番 上林 勝美 議員

- ① こども園の「手ぶら登園」について
- ② 歩道のバリアフリー化について
- ③ 教職員をとりまく状況について

8番 増井 敬史 議員

- ① 安堵町自主防災災害組織育成補助金の申請について
- ② 安堵町自主防災組織連絡協議会の活動について

5番 浅野 勉 議員

- ① 町おこしの推進のため、更なる地域の教育力を高める方策について

3番 森田 裕康 議員

- ① 桜の害虫対策について
- ② 広報について

1番 松田 勝 議員

- ① 各地域に設置されている防火ホース格納箱の設置基準及び点検作業について
- ② 複数の医療機関から内服薬を処方されている方の重複服薬防止及び飲み残しによる内服薬の利活用について

-----  
開 会  
午前10時00分  
-----

議長（近藤晃一） おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（近藤晃一） 少し時間早いですけども、全員お揃いですので始めさせていただきます。

只今の出席議員は9名で、定足数に達しております。

定足数に達していますので、会議は成立しました。これから本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程のとおり。

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問をする議員を申し上げます。4番 福井保夫議員、6番 上林勝美議員、8番 増井敬史議員、5番 浅野勉議員、3番 森田裕康議員、1番 松田勝議員、以上6名です。

質問時間は答弁も含めて60分以内です。

4番 福井議員の一般質問を許します。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。福井議員。

（福井議員 登壇）

4番（福井保夫） おはようございます。4番 福井です。4番と言えば長嶋さん、亡くなりました。小学校6年の時に巨人軍の勝利の旗という映画を見て憧れ、野球選手を目指しました。謹んでお悔やみ申し上げたいと思います。頑張っていきます。

1番目に、「買い物・通院等支援について」県と宇陀地域公共交通活性化協議会は、住民ドライバーがマイカーに人を乗せる運送サービス「ノッカルおくうだ」のシステムを構築し、運行を開始した。安堵町でも、そろそろ買い物ツアー等、実施してみ

はどうか伺います。また、高齢者タクシー利用状況について伺います。

2番、「フレックスタイム制の導入について」奈良市は、自宅での介護や子育てなど職員の状況に合わせた働き方につなげるため、始業時刻をずらせるフレックスタイム制を導入した。安堵町でも実施してみてもどうか伺います。

3番目に「安堵中学校のクラブ活動について」新1年生も入り、クラブの現状について伺います。

以上3点です。よろしく申し上げます。

議長（近藤晃一） それでは、最初に「買い物・通院等支援について」の答弁を求めます。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井住民生活部長。

（勝井住民生活部長 登壇）

住民生活部長（勝井 顯） 改めまして、おはようございます。住民生活部 勝井でございます。それでは、福井議員の「買い物・通院等支援について」の御質問にお答えいたします。

町といたしましては、高齢者を含め、住民の移動手段を確保するため、平成24年から町コミュニティバスの運行と地域公共交通タクシー助成を、買い物支援として、平成27年から、ならコープの移動販売、その後、町社会福祉協議会のワンコインサービスを行ってまいりました。

高齢者に対しては、住民からの要望を議員の皆様方と協議しまして、令和6年度から高齢者タクシー利用料金助成事業として、買い物あるいは通院等に利用できる助成を加えたことから、住民の移動手段については一定の水準にあると認識しております。

議員御提案の「ノッカルおくうだ」を運行している山間地域では、高齢化等により通院や買い物など日常生活で欠かすことのできない移動についての課題を解消する目的で、3か月間の実証実験をされています。奈良県初となる、住民のマイカーを新たな公共手段と捉え、住民同士の支え合いによって成り立つ公共サービスであると認識しております。このサービスは3か月の検証を行い、よりよいサービスへの磨き上げ等が、なされると承知しております。

続きまして、高齢者タクシー利用料金助成事業の、令和6年度の利用実績について

は483名、対象者の35.1%の方の申請があり、延べ3,289件の利用がありました。本年度、令和7年度の5月26日現在で、申請者が360名、対象者の25.5%となっております。

今後も、現在構築している住民サービスの利用を促していくように、広報等での周知に努めてまいります。

以上でございます。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。福井議員。

4番（福井保夫） 今回、この質問をさせていただいたのは、奈良市でも市の東部、山手の方では無料コミュニティバスの運行ということで、市の職員4人が交代で、7人乗りのミニバンをリースし、運行すると。住民の人、職員、こういう形が、どんどん世間も変わって行ってます。

以前から町長、職員が運転すると何かあった時とか、そういう答えを聞いておりますが、やはり、どんどん変わって行ってますんで、それに応じた対応、そういうものが必要じゃないかなと思います。

斑鳩町「いきいき号」よく万代で見ます。広陵町も「広陵元気号」ですか、町と町をつなぐ。いろんな、買い物に行くだけでなく、いろんなことで、いろんな策を講じておられます。

買い物支援、前も出たんですが、今ね、食料品は、ずっと回ってきておられますが、服とかそういう物も買う時に、ちょっと行きたいなど。ひとり暮らしで交通の足がない、車も乗れない、家族もいない。というような人が、ちょっと利用してというのを前も言いました。

この近隣で、そういう店と言えばトライアル辺りかなと。近い所では。そう思われます。トライアルも郡山でなく、天理の方が駐車場も広いし、危のうない。いろんな事故も少ないというようなことも申し上げてきました。そやから、そういう中で、ちょっとした実態調査ですね。利用者がまず、いなかったらもうなくていいですし。と言ってまたこれ来年なったら変わってくることもあります。そやから、そういう実態調査をしながら、もうこれをやったからいいんやというようなことでなく、何ぼ小さい町で、いろんな面での、山一つ越してということの町でないですけど、いろんな状況は変わってきます。

それで先ほども、乗せていく対象者は、もう足が動けん人でなく、自分で物も運べてというような人ですから、そういうような人にちょっとね、ずっと言ってきました。検討もされたみたいですが、結局しないと。実態調査をね、1回してみたいなと思います。各区長に頼んで、そういう対象の世帯の人。もしなければ、その年は、あれでしょうけど、また次の年、状況変わってくるかもしれません。

そういうところまでね、せっかくタクシーいろんなことをしてくれてても、ただもう、いやこれをやっとなるからええやろう。とか言うだけでなく、状況は変わってきますんで、その辺もね、含めて今後、検討して欲しいなと私は思うんですけど。その実態調査、前もいろんな意味で、松田議員がよく実態調査するべき違うかと。バスの利用者に関しても。そういう面もひっくるめてね、ちょっと検討というか。それで運転者に関しては、そういう意味で職員の皆さん、住民の皆さん、こういう形でどんどん変わっていかうとしてますんで、ちょっとその辺もひっくるめてね、もうあまり守りに入らないで、やって欲しいなと言うておきます。

町長どうですか。その運転者に関しての。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西本町長。

町長（西本安博） 自席から行います。いろいろ、各自治体によってはアイデアを出して、いろんな住民の交通、足の確保について対応しておられるということは十分に承知をしております。

この小さい町でございますけれど、まずバスを走らせ、それから公共タクシーを制度化し、そしてならコープの移動販売も、この周りでは一番最初に導入を、コープの協力の下に導入をさせていただいた。それから社会福祉協議会のワンコインサービス、それから昨年度からは、議会からもお話がございまして、買い物と通院のための高齢者タクシーの利用料金助成事業、これをさせていただいております。周辺の自治体からは、安堵町いろんなことをよくやっているなど。これは100%じゃないですよ。いいとは言いませんが。という評価も頂いております。

さらに職員を使って、これ全地域になるわけですから、職員を使って今度、買い物もどうやという、確かにそれはずっとおっしゃってるのは十分承知しております。ただ、だから斑鳩で職員を使っているから使えということには、私は、ちょっといかなもんかなという考えもしております。確かに、職員を使えば人件費も安く上がるという

部分はございますが、逆に事故等の対応はどうするんだということもございます。私は、職員を使うことも考えながら、職員の対応も考えながらしているところでございます。

少し長くなりますが、私の住んでいる地区では、そういう方もね、そこそこいらっしゃるんです。それはどうしてはるかという、ワンコインサービスであり、タクシーであり、バスであり、それを使い、コープの買い物の時にも来ておられます。それで、服とかやっぱり見たいなという時は、やはり近所の方々が相談してそういう所に、月何回か、1回か2回か知りませんが行っておられる。これもやっぱり地域コミュニティかなという思いもしているところでございます。

ですから、これはアンケートを取ればということですけど、アンケートを取りますと必ず、少数になるのか、大きな塊になるのかわかりませんが、やってくれという話に絶対なるとは思いますが、今ここまで制度化しておりますので、できましたら議員の皆様も、そういうお話、相談があった時には、この制度をうまく使ってくれということの啓発も、またお願いしたいなと思っているところでございます。

確かに、100%近い利便性を追求するのも我々かと思いますが、最終的には職員を使ってということにつきましては、ちょっと今のところは考えづらいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思っております。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。福井議員。

4番（福井保夫） 先ほど私も、ちょっと森田議員から聞いたんですけど、タクシーがなかなか来ないというような状況、それはどうですか。部長、その状況わかってますかね。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西本町長。

町長（西本安博） 出張とかで法隆寺駅へ降りますと、コミュニティバスがない場合にはタクシーで帰ろうと。私も75歳以上で、権利者でございますので、それを利用していただいて自宅へ帰ろうということで活用させていただいております。結構ある時もあるし、かなりの時間待たないかん時もございます。

よくタクシーに乗りますと、ドライバーと、今日は、どうやねん。って言うたら、今日は僕一人しかおりまへんねんとかいうこともあります。ですから、これは今、言うてすぐっていうのは、かなり困難な部分もあるかも知れませんが、ある程度予約をしていただいたら対応してくれるんじゃないかと思います。だから今、言うて、今すぐに、ないわということじゃなしに、時間に余裕がある方は、ある程度予約をして対応していただければと思います。

タクシーの、非常に稼働率が少なくなっているというのは、十分に承知しております。

以上です。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。福井議員。

4番（福井保夫） 名簿にはね、かなりタクシー会社載ってましたけど、一度、部長、どういところ利用しとるとか、会社名も、わかれば1回データなり、1回出してもらたらと思いますけど。

今日ではないですからね。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井住民生活部長。

住民生活部長（勝井 顯） また調べまして、データの方まとめていきたいと思います。よろしくをお願いします。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。福井議員。

4番（福井保夫） そのタクシーの件は1回ね、出していただいて、また今後の検討していく上では必要じゃないかなと思います。ただ、これだけのところに言ってますというだけで、利用してるところのタクシー会社も、ちょっとだけとか言うんでは意味もな

い時もありますんで。その辺またお願いします。

住みたい町1位は無理でもね、キラリと光るということをキャッチフレーズに挙げておられますんで、かゆい所に手の届くような、いろんなサービスを今後もしていただきたいと思います。

この件は、これで終わります。

議長（近藤晃一） はい。それでは、次に「フレックスタイム制の導入について」の答弁を求めます。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田総務部長。

（吉田総務部長 登壇）

総務部長（吉田一弘） 総務部の吉田でございます。よろしく申し上げます。それでは、福井議員の御質問にお答えさせていただきます。

フレックスタイム制は、業務運営に支障がないと認める範囲内で、あらかじめ総労働時間を決めた上で、職員自身が申告し、勤務日ごとに始業時間、そして終業時間を設定できるという制度となっています。

議員仰せのとおり、仕事と育児・介護など、私生活を両立させること、いわゆるワークライフバランスで、職員の心身のリフレッシュ、またモチベーションの向上を図る、職員の働き方改革の取組の一つとなっております。また、出退勤時間に幅を持たせることで、都市部におきましては、通勤退勤混雑の回避という一面もあります。

奈良市では、本年4月1日より国家公務員のフレックスタイム制に倣い、勤務時間枠を午前5時から午後10時に拡大して、4週間の総勤務時間、これ4週間で155時間ですけれども、これを勤務時間枠内で振り分けて勤務するということを試験的に導入されたということでございます。

このフレックスタイム制に先行して、本年2月1日より市役所の開庁時間、この短縮も実施されております。本町で導入するにあたっては、住民サービスに支障が出ないようにするための運用方法、そして勤怠管理の仕組みについて慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

フレックスタイム制は、職員の働き方改革や、ワークライフバランスの向上に効果

があるものと考えますが、一方で、行政サービスのデジタル化を推進することによる、窓口また電話受け付け等の対応時間の短縮を併せて検討する必要があると考えております。

すでに試験導入されてます奈良市の導入実績や、また他団体での導入状況を参考に、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。福井議員。

4番（福井保夫） 働き方改革、いろんな意味でね、もう進めていかなあかん時代と思います。この件は、本当に奈良市の状況を見て、いいところはもう本当、早く取り入れて欲しいと思います。前回、4月からノーネクタイ通年化、これ、私、一般質問で令和5年3月の時に一般質問しました。あれからもう2年たってます。この通年化、ネクタイをノーネクタイ、こんなのはもう、そこで出た時点で、次の月からしますぐらいのね、その答えは出せると思うんですよ。はっきり言うて。結局は周りの生駒郡とかね、そっちの状況を見てから、もう何でもかんでもナンバーツー、ナンバースリーというような感覚ですんで、もう出せるものはね、すぐその時に出せば皆、職員さんも楽なあれで仕事できたんちゃうかなという気もします。

そういう面のね、何か、すべてに遅いなという気がします。先ほどの開庁時間の短縮、これはもう安堵町では向いてないと思うんで、何ぼ、よそがしようが、やめたい欲しいと思います。この狭い中で住民票をね、5時終わりでしたら4時55分に、ぱっと思いついて行こうとか、何か役場で他のことでもと言ったら、ほんま1分もあれば行けるような所ですんで、それは、よそが、大きい所がしたかって、しないようにしていただきたいと思います。それに合うた条件、この安堵町に合った条件であれば、どんどん変えて行って欲しいと思います。

何年か前にJAの、8時45分を8時半からというようなね、あれは住民の人にサービス、ちょっと朝、共働きでちょっと早めにという人のためにされたんかどうか、ちょっとわからないですけど、議長が前、理事されてたんで、その辺、議長もし分かってたら。

議長（近藤晃一） いや、その件はちょっと。どうぞ質問続けてください。

4番（福井保夫） わかりませんか？ その、やってた。

議長（近藤晃一） それは、ちょっと議事から外れますので、ちょっと質問の方に進んでください。

4番（福井保夫） 聞けたらと思ったんですけど。そういう理由だというなら、それで答えていただけたらと。それで、すぐやめられた。ちょっと期間やって、利用者が少なかったんかもしれません。それはそれで一応、皆さんのサービスにと。

今、共働きの人が多いですから、昼休みにちょっと行くと行ったらね、食事もせなあかんという、そういうようなことも考えれば、さっきの開庁時間を短縮というのは、あまり賛成できないなと思います。従来どおりしていただきたいと思います。

職員の皆さんが働きやすい、私が思いますには、働きたい役場1位は狙えると思うんです。住みたい町1位は、なかなか駅もないし、鉄道の駅もないし、なかなか条件すべてが、ちょっと無理かなという気もしますが、働きたい役場1位は目指せるんじゃないかなと思いますんで、今後その辺ちょっとね、いろんな意味で、よそのいいところはすぐ取り入れ、また安堵町独自でいろんなことも考えていただきたいなと思います。

以上です。

議長（近藤晃一） はい。次に「安堵中学校のクラブ活動について」の答弁を求めます。

教育次長（溝本貴宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。溝本教育次長。

（溝本教育次長 登壇）

教育次長（溝本貴宏） おはようございます。教育委員会の溝本でございます。よろしくお願いたします。福井議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和7年度の生徒数につきましては、1年生35名、2年生34名、3年生48名の合計117名でございます。

クラブ数につきましては、バドミントン男子・女子、サッカー、バスケットボール男

子、吹奏楽、美術の6クラブでございます。令和6年度と変更はございません。各クラブの入部者につきましては、1年生が27名で、入部率が77.1%でございます。2年生が26名で、入部率が76.5%でございます。3年生30名で、入部率が62.5%となりまして、全体といたしまして、入部者83名、入部率70.9%でございます。

以上でございます。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。福井議員。

4番（福井保夫） 今、他校との合同チームは、クラブは、どのくらいあるんですか。

教育次長（溝本貴宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。溝本教育次長。

教育次長（溝本貴宏） 自席より失礼いたします。他校との合同チームにつきましては、令和6年度に引き続きまして、サッカー部が平群中学校と合同チームを組んでおります。以上でございます。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。福井議員。

4番（福井保夫） 以前、吉田総務部長がね、教育次長されとる時に、他町との合同チームにさせて欲しいというような時に、結局そこについていく先生がないというような問題をよく聞きました。先生、事実、少ないと思います。この前から、義務教育学校ね、小中一貫教育との違いということで、小中ちょっと簡単に説明します。

小中一貫校では、まず校長が二人で、中学校小学校が別々。取りあえずは。その中で9年間通して、いろんな教育をしていく。これは義務教育学校も変わらないと思います。

だから、義務教育学校であれば、先生が全部の、9学年の先生でいますから、中学校

が10人、小学校が現在の20人だったら、30人の先生で、そういうことができると思うんです。そやから、よそと合同チームがあっても、今後、中学校クラブ活動も変わっていくかもしれませんが、そういう意味ではね、先生の、また働き方改革にもつながると思うんですよ。どっかで一人、先生がちょっと体調悪い、補充できないといっても、全員の中であれば、そういうサポートもしやすいでしょうし。そういう意味では他町とのね、合同チーム。これを取りあえずは今、していくべきやと思うんですけども、その状況が、とにかく先生がいないと。ついていく。

そういうことですので、そういうこともひっくるめてね、義務教育学校。そして分離型。5、6年生は中学生と一緒に。なら前もってクラブ活動にね、参加もできます。いろんな選択肢を早めからできます。そういうこともできますし。

物凄く今後において、クラブ活動をしていくにおいてね、物凄くいいことだと思うんですよ。まず、いろんな体験ができる。いきなり中学校行ってクラブ入って、このクラブあかんと思ってやめたら、そこへまた復帰するって言っても、まず無理でしょうし。これだけ少ない人数の中でしたら、5年生6年生でいろんな、一緒に体験ができればね、大谷選手やないですけど、クラブの掛け持ち二刀流も可能かなと。人数足らんかったら助っ人で来てくれとか、そういうことも中学校で、できるんじゃないかなと。

そういう意味でも、小中一貫校と義務教育学校の違い。先生の今後ね、義務教育学校であれば、そういうことで、しやすい面があると思います。

それでまた、中学校クラブ活動の地域移行についての協議会を前に松田議員から前の教育長に言ってたんですけど、なかなか話が進んでませんので、今度の6月9日の子供及び子育て世代対策特別委員会の方でね、そこでちょっとまたいろいろ話を伺えたらと思うんですけど、議長どうでしょうか。

議長（近藤晃一） それは、そういう手配になってますので、委員会の中で。

4番（福井保夫） よろしいですか。教育長またよろしくお願いします。

この前、聞いた中でね、職員の配置です。ちょうど今、事業課における職員ですか。森田瞳議員が、ちょうど紹介してくれて控室で話したんですけど、この子ノンプロでやってたと。社会人野球。大学出て。昔はね、そこそこの、そやからスポーツに関しては身体能力もあるし、いろんな面でね、優れていると思います。もう社会人野球も、昔はチームが多かったんで、高校生でも結構、社会人の野球入ってましたけど、今は、ほとんど大卒です。もうとにかくチームが減りましたから。クラブチームとかそうい

うのは増えましたけどね。

そういう中で、大学出て4年間やってたというようなことを聞いて、教育委員会に配置してないか。というような感じだったんで、これはね、やっぱりこういう人材を生かしてですね、以前も言いましたけど小学生中学生に食育、食トレ。食べることの、今、米問題であれですが、しっかり食べるということが、そういうこともね、経験してきてると思うんで、もうちょっといろんな勉強させて、そういうことのね、小学生中学生に指導してやったらいいんじゃないかという気がします。

職員の配置なんですけど、職員を二人異動させて、ごちゃごちゃになりましたけど、そのうち1人の職員におきましては、いろいろ私も野球教室2年前にした時に、いろいろ手伝ってくれて。普通はもうそこに投げたら、そのスポーツ協会なりが全部やるんですけど、それをね、全部一緒に打合せして進めてきました。とにかく人を集めてくるから事務手続きとかやってくれと。そういう面ではね、やった時の達成感がありました。

そやからね、ただそこに配置というだけでなくね、いろいろなこの適材適所ということも必要やと思うんですよ。あの時なんで二人揃って異動させたのかなと。一人辞めて。そういうこともひっくるめてね、そういう人材をね、今後やっぱり育てていくという。

それで高齢者医療削減、これ令和元年10月に大東市から来て、

議長（近藤晃一） 福井議員すみません。一般質問ですので、ちょっと意見を述べるんじゃないしに質問に移っていただけませんか。

4番（福井保夫） はい。大東市から来てね、そういう高齢者のスポーツをね、ちょっと推進していくという意味では、そういう人材を育ててね、いくということがなかったと思うんですよ。もうあれから7年ですか、6年たつ訳です。何かそれなりのことをしとけばね、いい方向に結果が出てたんじゃないかなと思うような気がします。

そういう意味で、今からでも遅くないんでね、そういうところのちょっとね、職員の配置にもつながってくるのかなと。

中学校のあれに関しましては、この場でまた教育長に聞くのもあれですんで、先ほど言いましたように委員会の方で、いろいろまた煮詰めていければと思います。

そういう面で、ちょっといろんな意味で言いましたけど、今後のことを考えれば、いい方向に、やっぱりいい講演会をしたり、視察したら、それを実行しないのは、ちょっともったいないなという気がします。

これで終わります。

議長（近藤晃一） はい。これで福井議員の一般質問を終了いたします。

---

議長（近藤晃一） 次に、6番 上林議員の一般質問を許します。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

（上林議員 登壇）

6番（上林勝美） 議席番号6番 上林です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

「1. こども園の「手ぶら登園」について」。保護者や保育従事者の負担軽減のため実施できないか。①お昼寝用の持ち込み布団をなくして、コットベッドの導入。②「紙おむつ」や「お尻ふき」の定額サービスの利用。

「2. 歩道のバリアフリー化について」。車いすやベビーカー、高齢者など、誰もが利用しやすい歩道を整備し、地域社会の誰もが安心して生活できる環境を整える必要があると考える。①歩道の現状について。②歩道の整備計画について。

「3. 教職員をとりまく状況について」。「このままでは学校がもたない」と学校現場の長時間過密労働は子どもたちとの人格的交流を妨げるほど深刻になっていると聞く。①教員の平均勤務時間について。②現状認識について。③町の取り組みについて。伺います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（近藤晃一） はじめに、「1. こども園の「手ぶら登園」について」、答弁を求めます。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井住民生活部長。

（勝井住民生活部長 登壇）

住民生活部長（勝井 顯） 住民生活部 勝井でございます。上林議員の1番目の「こども園の「手ぶら登園」について」の御質問にお答えいたします。

まず一つ目の、お昼寝用の持ち込み布団をなくして、コットベッドの導入についてですが、安堵こども園のお昼寝に使用する布団については、各保護者が用意し、こども園に持ち込んで使用しております。議員御提案のコットベッドを導入することで、各保護者が布団を持ち込むことなく、保護者の負担を軽減させることができ、子どもたちに快適で清潔な環境を提供することができます。

奈良県内におきましても、奈良市や大和郡山市、天理市、生駒市、三宅町などもコットベッドを導入しております。しかしながら、現状の安堵こども園では、お昼寝をする部屋のスペースが限られており、園児全員分のベッドを並べられる場所の確保が困難となっております。またコットベッド約150台の保管場所の確保、コットベッド導入費用などの課題を解消する必要があります。

二つ目の、定額サービスの利用についての御質問ですが、紙おむつ、お尻ふきにつきましても、各保護者が用意し、こども園に持ち込んで使用しております。議員御提案の月額定額利用サービスを導入することによって、保護者が紙おむつの準備をするなどの負担が軽減されますが、月額定額サービスで使用する紙おむつのメーカーやサイズが限定されることとなります。

令和5年12月議会定例会において、森田裕康議員からの一般質問に対して答弁させていただきましたが、子どもによって、紙おむつのメーカーにより肌がかぶれるなど、合わないこともあるなどの理由から、従来どおり家庭で使用するおむつを用意していただきたいと考えております。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 私も、この手ぶら登園の問題について、以前、安堵こども園の一時預かり、週に3回程度預けておられる保護者の方から、お話を聞かせていただきまして、

毎回毎回お布団上下、これを園に持って行って、またその日に持って帰らなければならない。次は休んで、その次の日にもまた、子どもを預けに行く時に、一緒に布団を持って行くと。なぜなんですかとこども園に尋ねた時に、保管場所がないんですと。お布団の。ということで、一時預かりの保護者の方が大変御不便をなさっておられて、車で送り迎え、また自転車で送り迎え、雨の日、風の日。そういう日に子どもの手を引いて、大きなお布団、かさの高い、これぐらいありますけど、それを持ち運びするのは大変だなということを痛感いたしました。

そして、おむつについては一定、使用済みのおむつについてはね、こども園の方で回収をしていただくということで、本当に進んでおるということで感謝しておる次第でございます。しかしながら、まだまだ現状、他町と比べるとは何ですけど、保護者の負担がやっぱり大きいなということで今回、質問をさせていただいております。

まず、他町の現状ですけど、今、部長のほうからも御紹介がありましたが、三宅町、これまず最初に2020年、5年前ですけど、おむつのサブスクを始められ、21年7月から、手ぶら登園全面実施されておられます。

そして奈良市、2020年12月から、おむつのサブスク、手ぶら登園のテスト導入を2園で行い、5か月に渡る導入期間とニーズを調査して、市内すべての公立保育園、13園で2021年5月から本格導入されておられます。そしてコットベッドは、12月から順次保育園等で使用を開始し、新型コロナウイルスの感染症防止対策として、密を避けることを目的に導入され、コットベッド、お昼寝用のベッドを使用することで、布団の持ち帰りが不要となっております。

大和郡山市、公立保育園での手ぶら登園が進んでいます。

生駒市、23年7月からコットベッドを導入しております。

天理市、2か月の実証実験、業者負担で無料と聞いております。その後、サブスクを23年1月から導入。定額サービスを23年1月から導入されています。

そして、斑鳩町につきましては、令和7年度を準備期間として、令和8年4月1日、来年を目途に、手ぶら登園の完全実施ということで、町の方から提案があり、一般質問じゃなくて町から保護者の声をくみ上げて、実施となっております。その充実内容としまして、子ども用布団を月曜日に持参し、洗濯のため週末に持ち帰る。かさが高いため、徒歩や自転車で送迎する人の負担となっているところを手ぶら登園導入後、コットベッドを町が購入、カバー、バスタオル等タオルケットは保護者が月曜日に持ってきて、洗濯のため週末に持って帰る。軽くて小さくためるので、負担が本当に少ないと聞いております。紙おむつにつきましては、毎日必要な紙おむつに子どもの名前を書いて保護者が持参をし、各自のロッカーに入れると。保護者の負担になってい

ます。手ぶら登園導入後、紙おむつのサブスクリプションを導入し、料金は保護者負担となりますが、希望者は従来どおり持ち込みも可能と。利用しても、利用しなくてもいいですよというふうになっております。おむつについては0歳から2歳、3歳、4歳の方もいらっしゃいますけど、大体低年齢児というふうになっております。スケジュールとして、4月から手ぶら登園の導入準備、10月、8年度の入園申込みで、コットベッドの運用と紙おむつの導入の告知、8年4月から開始というふうになっております。

コットベッドの意義なんですけど、コットベッドという横文字なんですけど、ポリエステル製の布が貼られた簡易ベッドのことで。

9番（森田 瞳） 議長、ちょっと休憩してください。

議長（近藤晃一） いま、発言中ですので。

9番（森田 瞳） 休憩してください。

議長（近藤晃一） 上林議員に申し上げます。質問に移るまでの前提が長いように思いますので、端的にお願いいたします。

6番（上林勝美） はい。わかりました。

コットベッドの意義は、通気性がよくて蒸れにくい。そして衛生的だということがあります。そして、よだれがついたり、寝汗なども衛生的に掃除をできるということでもあります。

おむつのサブスクについては、メーカーがいろいろあるわけですが、大体2,500円から3,000円前後というふうに聞いております。サブスクのメリットとして、保育園に直接おむつが届くため、保護者の手間が省けますと。保育士のおむつ管理の負担も軽減されます。園児ごとのおむつの区別が不要になりますということでもあります。

さて、安堵町で今、部長から回答がありましたが、コットベッドを並べる場所がない。そしてコットベッド、長さ100センチと130センチの2種類があるんですけど、置き場所がないということで伺いましたが、これは普通に、今現在も布団敷いておりますのでね、そのスペースで、13ぐらい教室があると思いますので、保育室があると思いますので、そこに各人数分、保管はできるんじゃないでしょうか。伺いま

す。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井 顯） 現在、布団で、ちょっとスペース的に限られてるということで、コットベッドを並べますと、ちょっと若干スペースを空ける必要がありますので、ちょっと並べられない教室があるということを聞き及んでおります。保管する場所にしても、教室に置いておくと、そのまま並べて倒れる等の危険があるので、別途保管場所があるという認識でおります。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 導入にあたっては、まず最初、冒頭申し上げました一時預かりのお母さん方、大変御負担なってますので、全体で150いるとしても、まずはその辺から調査、試行を検討されて、いきなり導入というのは無理ですので、その辺を検討されてみて、保管場所についても、場所がないか、場所がなければ、また確保もしなければならぬし、ベッドも1台7,500円程度と聞いておりますけど、それも購入しなければならぬということになります。

まずは調査検討、保護者の意見。そして保育従事者の方の御意見なども伺ってもらえますでしょうか。どうでしょうか。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井住民生活部長。

住民生活部長（勝井 顯） コットベッド、おむつの定額サービスも含めまして、保護者の意向調査をまず実施させていただきたく思います。

併せまして、保育教諭の負担がどのようになるかも考えてまいりたいと考えます。

以上でございます。

9番（森田 瞳） スペースがないって言うて、保護者のアンケート取るって、何を言うてるの。スペースがないからあかん言うてんねんやろ。保護者のアンケート取るのおかしいやんか。

議長（近藤晃一） すみません、意見の場合は議長を通してお願いします。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） アンケートを取っていただけるということで、保管場所についても、重ねて15枚ぐらい置けますので、各部屋に設置できれば一番いいんですが、災害の時に逃げる場所は危ないと言いますけど、布団敷いてても、結局けつまずきますのでね。町長のおられた奈良市も、13園、公立保育園ですべてね、導入されて今、やっておりますので、そこらもまた聞いていただいて。

おむつについても今、ムレやモレというのが、非常にいいおむつが開発されてましてね、保護者のニーズに合うものができておりますので、ぜひとも検討いただきたいというふうに思います。

最後に、町長にお聞きしたいんですけど、場所と、スペースと、ほんでベッド代が、購入がかかるんですが、町長の御見識は、いかがでしょうか。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西本町長。

町長（西本安博） 自席より失礼いたします。まず、ちょっとあちらの方からも話がありましたように、今の設備の中で、それができるのかどうか。どれぐらいの予算がかかるのか。ということ。で、それが可能であれば、可能という判断が出れば、父兄の聞き取りも、せないかんということでございます。それを同時にやってしまいますと、後処理も、場合によってはできない場合もありますんで、ちょっとその辺のやり方も一度考えてみたいと思っております。

結論的に、やっぱり今の中で、もしできないとなれば、これはちょっと物理的に無理なこともあります。ちょっとその辺の、まず検討。園からの話を伺っておりますという部長の話でしたので、ちょっと単に園の意見を聞くんじゃないか、我々も、その中に入って、ちょっと調査もする必要があるんじゃないか。このようにも思っておりますんで、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 可能であれば検討していきたい。そして我々も、その中に入って一緒に考えていきたいという前向きな答弁をいただきましたので、この質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（近藤晃一） 上林議員の質問の一つ目が終了いたしました。質問の途中でございませうけども、暫時休憩をしたいと思ひます。

只今50分ですので、11時まで休憩といたします。

-----  
休 憩（午前10時50分）

再 開（午前11時00分）  
-----

議長（近藤晃一） 休憩前に続きまして、始めさせていただきます。会議を開きます。

それでは、次に「2. 歩道のバリアフリー化について」答弁を求めます。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。廣瀬事業部長。

（廣瀬事業部長 登壇）

事業部長（廣瀬好郁） 改めまして、おはようございます。事業部の廣瀬でございます。よろしくお願いたします。二つ目の、上林議員の質問にお答えいたします。

歩道の現状としましては、毎年、教育委員会が主となりまして行っている、通学路合同点検に事業部も参加しております。現地で検証した後、必要に応じて早急な補修や改善を行っております。

また、歩道の整備計画としては、歩道単独ではなく、町道管理におきまして、道路舗装修繕時に歩道についてもバリアフリー化の検証を行っており、町全域の整備スケジュールに合わせて進めております。歩道も車道と同時に舗装のやり替えも行っております。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） ありがとうございます。歩道の点検ということで、通学路の合同点検、事業部も参加して、されてるとということ、修繕が必要な場合には、車道と併せてその時に一体的に工事を行っているということで、していただいております。

安堵町につきましては、通学路の一斉点検、そして、それに先立ってのグリーンベルトなど、これを他町に先駆けて引いていただいているということで、非常に視認性がよくて、路側帯と車道との分離を明確にいただいているのは本当にありがたいことであると思います。

しかしながら、その中でもう一步進んで、町全体としてのバリアフリー化、いろんな方、障害者や高齢者、そしてベビーカーの方や車椅子の方、シニアカー、シルバーカーの方。こういった方々が様々おられます。安堵町にも。私も、車道をシルバーカーを押しながら高齢の女性がね、押していると。こっちに歩道があるのに何で車道の方へ入ってるのかと。

歩道を見たら、やっぱりアップアンドダウンということで、歩道の形式も2種類ほどありまして、安堵町はマウントアップ方式ということで、バスの乗降がしやすいように縁石とかさ上げして、歩道が車道よりもだいぶ高くなってる所が、かしの木台そして窪田の安堵王寺線などは、全部マウントアップ方式になっております。そして天理斑鳩線につきましては、ほとんどがセミフラット方式ということで、歩道と車道

がほぼレベルでされておりますが、バス停に限っては、かさ上げされております。

そういった、安堵町の中でもいろいろありまして、整備については逐次していただいて、かしの木台の西側、通学路の歩道につきましても、きれいにフラットに、今、工場を建設してる所ですけど、倉庫ですかね。そこをきれいにフラットにさせていただいてるんですが、そこも、かさ上げたマウントアップ方式ということで、セミフラット、車道と歩道がバリアフリーにするために、やっぱり同じぐらいの高さがいいんですが、そういうふうにはなっておられないので、広さの幅のこともありますし、最低限、有効幅員というのは2メートル取るようになってるんですが、里道を含めまして、なかなかそういう場所が取れないということになっております。

一つ伺います。町全体としてセミフラット方式。車道と歩道が大体、面一になると。マウントアップ方式、これを今度の工事には統一してできないか。

バス停につきましても、バスの運転士さんに聞いたところ、今のバスは全部ノンステップバスということで車高が、もう降りる所が、御存知のように20センチぐらい、15センチぐらい。そこへまたニーリングということで車両を下げる。ドアが開いたら車両が下がる。ドアが閉まった車両が上がる。というような、これも採用しておりますが、今はバスの運転者に聞きましたら、ニーリングの機能はあるんだけどオフにしているというふう聞いております。

すべてが、そういうバスも対応できれば、非常にセミフラットの歩道にすれば、歩きやすくなるんじゃないかなと。その辺、事業部長、どうお考えでしょうか。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。廣瀬事業部長。

事業部長（廣瀬好郁） 確かにセミフラット方式にした方が、人としては歩きやすいということは認識は、しておりますが、バリアフリー法っていうのが平成12年に施行されて、安堵王寺、それまでに県道南北線等、造られた物については、その当時はマウントアップ方式の方が安全ということで、マウントアップタイプで施工の方は、されてると思います。

それで、各家、店等が建ち並んできまして、入り口等を造るのに、もうその出来上がってるマウントタイプで家を造られているというのが現状です。そこをフラットタイプに今度下げようとする、今度は住んでおられる方、また店をやられてる方の出入りに支障を及ぼしますので、その辺はちょっと、いろいろ検証しながら、検討は、し

ていきたいとは考えております。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） お店や民家がある所は、その入り口が高くなっているから車道と面一にすることはできない。ということなんですけど、確かにそれはそうなんですけど、現状を見れば、そういうマウントアップ方式の所でも波状になってね、非常に健常者が歩いても歩きにくいですし、上ったり下ったり上ったり下ったりということで、されます。

民家のある所は、もうそこに合わさな仕方ないんですけど、それ以外の所をね、セミフラットという形で、侵入がうまくいけるようにということで、また考えていただきたいなというふうに思うんです。

そこで、具体的に伺っていきたいんですが、安堵交番前の交差点から役場庁舎に通ずる歩道北側、東安堵停留所がある辺りから役場庁舎にかけてなんですけど、横断歩道からそっちへ向いて歩くのに民家が1軒あるんですけど、その前を歩道が通っていて、そこを下り込んでいって、今度は急激に上がると。急激に30度ぐらいの角度で上がって、今度は東安堵バス停に行くんですけど、歩道がクランクに、バス停の加減でクランクになって幅も、ベンチも置いて、それはそんでいいんですけど、非常に狭いし、もちろん車いすでは対向できないですし、点字ブロックも、役場庁舎につながる誘導の、誘導ブロックというのも設置されておられません。もちろん横断歩道にも一旦停止の点字ブロック、誘導の点字ブロックというのも設置は、されておられません。役場庁舎、駐車場に入って、やっとそのエントランスの場所で点字シールがあるということで、公共交通から役場庁舎への誘導が的確に、なされていないと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。廣瀬事業部長。

事業部長（廣瀬好郁） 今、上林議員のおっしゃられた、県道の北側の歩道につきましては、

県道ができた当時は、そこに面しておられる方が、県道側から出入りをされておりまして。その出入りをされているために、信号の、横断歩道から役場の方へ向かう時には、そこを歩道という形にせざるを得なかったのかなと思っております。

点字につきましては、いろいろ設置基準等がございます。安全に歩行者・高齢者・障害を持っておられる方も歩けるように、また県道の方へも、また要望の方は、させていただきたいと考えております。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） そこにある民家の位置ということで、なかなか困難であるということなんですが、バリア、障害であることは事実なので、やはり歩きにくいということがあります。

例えば安堵踏切、あつみ台に通ずる一番新しい南北線の北側の踏切の辺りは、非常に歩道も車道も、きれいに分離をされて、横断歩道もあります。そして踏切には、踏切の中にも障害者に配慮した、ギザギザの床面、床面ですかね、なっておりますし、踏切の手前では、一旦停止点字ブロック、誘導ブロックというのを設けており、色も緑、そこは通学路になっておりますので緑で、あそこがやっぱり最近できましたので、非常にバリアフリー的には、すばらしい内容というふうになっております。

すべてが安堵町そうならばいいんですけど、工事をされる際には念頭に置いて、バリアフリー法の関係とかを念頭に置いて、していただきたいと思えます。

あと、歴史民俗資料館とか、うぶすなの郷などへも、安堵本庁舎からは非常に行きにくい。横断歩道で、まずそこに点字ブロックないですし、誘導も、全体の安堵町の図はあるんですが、なかなか見ても分からないから、御婦人らが、どうやっていくんやと。うぶすなの所へ。ということで誘導案内をしたこともあります。

ですので、役場庁舎周りのバリアフリー、そして案内、点字ブロック。そういった総合的なことについてやはり、当町も他町に負けずに、庁舎周りのバリアフリー化っていうのを改善していただきたいなと思うんですが、奈良市で観光行政のトップに立たれておられました町長、その辺も含めて、庁舎周り全体のバリアフリー化。信号もありますけど、点字ブロック、そして案内版。その辺の整備をちょっと念頭に置いて進めさせていただきたいなと思えますが、いかがでしょうか。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西本町長。

町長（西本安博） バリアフリー化だけやなしに、わかりやすい誘導方法を考えろということかなと思っております。それは当然必要なことだと思いますんで、そのことについては検討を加えていきたいとは思いますが。

ただ、物理的にすぐにはできないことについては、やはり、かなり先の話かなと思います。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 町長から、検討を加えていきたいという、案内板も含めて。というお話がございました。

以上で、私の2番目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（近藤晃一） それでは、次に「3. 教職員をとりまく状況について」答弁を求めます。

教育長（久保茂樹） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。久保教育長。

（久保教育長 登壇）

教育長（久保茂樹） 教育委員会 教育長の久保です。よろしく申し上げます。上林議員の御質問にお答えさせていただきます。

教員の平均勤務時間について、令和6年度実績で年間の平均勤務時間は、小学校で9.0時間、中学校で9.6時間となっております。

また、現状認識について、文部科学省の教員勤務実態調査（令和4年度）集計の速報

値として、教諭の平均値として、小学校10.75時間、中学校11.0時間と公表されております。本町におきましては、年度は違いますが、令和6年度の平均勤務時間は下回っている状況でございます。

また、町の取り組みについて、本町では教員の業務負担軽減のために、勤務時間管理の徹底と健康管理を意識した働き方改革の推進及び学校及び教職員が担う業務の明確化と適正化を行なう等の働き方に取り組んでおります。

町立学校に勤務する教職員の健康及び福祉の確保を図るために、夏期休業中においては3日の閉庁日を設けております。また、町費で児童生徒支援非常勤講師、学校適応支援員、業務支援員、スクールカウンセラー、部活動指導員、英語の常勤講師、図書館司書を町立学校に配置し、教員の業務負担軽減を図っております。

今後も引き続き、教員が子どもと向き合う時間を十分に確保できるよう努めてまいりたいと考えています。

以上です。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） ありがとうございます。教育長からありましたように、当町では小中学校で勤務時間というのが9時間半ばぐらいということをお聞きしました。文部科学省の勤務実態調査では11時間前後というふうになっております。当町も、勤務時間が7時間45分と聞いておりますので、決して少ない残業ではないと思います。

そんな中で、教員の健康、そして福祉の増進ということを努めて、支援員、常勤の講師の方や非常勤の方、スクールカウンセラー、スクールサポートスタッフなどの町費で援助を行っている。教員の負担軽減に取り組んでいきたい。これからも、子どもと向き合う時間が少ない、そういう中で、そういう時間が取れるようにやっていきたいという御回答でした。

当町は、9時間半ばということは、決して少なくはないんですが、県教委もね、こうやって「保護者の皆さんへ」と。教員の働き方改革に御理解ください。という、中で説明をしております。

決して短い労働時間ではなくて、小学校では4割近く、中学校で5割以上の教員が、月に45時間以上の時間外勤務と県教委も認めております。そして小学校で80時間以上というのも、先生おられまして4.4%。中学校で13.7%の教職員の先生が

過労死ライン、これを相当していると、相当であるというふうになっております。

そういった中で、県教委も、そういう実態を少しでも解消すべく、時間外勤務の上限を設けて、また学校行事の見直し、地域行事への参加の見直しなど、学校での働き方改革、これに乗り出して、されております。

教員の勤務時間の考え方は、非常に一般の企業と違いまして、残業制度がありません。一部の給特法という形で4%支払うということで、給料に上乘せという形で、どこまでが勤務なのか、残業なのかという、はっきり明確な区分が、なかなか見つけられません。その中で先生方が、私も直接聞いた先生には、やはり家へ持ち帰って丸つけをしたり、明日の授業準備、教材の研究などを時間外でやってるという先生が多数いらっしゃると思います。

また、安堵小学校につきましても、遅くまで電気がついてると。職員室の電気がついてるといふふうに近隣の保護者の方からも聞いております。

そういう中で、子どもの不登校というのが年々増えてきて、今34万人、毎年5万人ずつ増えてるといふことで、本当に困った事態。で、昨日発表ありました出生数につきましても、70万人を割れたといふことで、非常に子どもを取り巻く環境というのは厳しい環境なんです。子どもをやはり学校が、不登校、学校が嫌い、行きたくない。やはり学校を楽しい場所、そして教員が働きがいのある場所としてできるように、支援スタッフだけではなく、それ以外のことを教育長お考えでしたら、お願いします。

教育長（久保茂樹） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。久保教育長。

教育長（久保茂樹） 自席から失礼します。今、上林議員おっしゃっていた中で言うのですね、今、スクールカウンセラーが入っていますが、教員の相談も受ける。これは大きな仕事のうちになっておりまして、実際そういう状況があります。教員が元気でなければ、いい教育は、なされないのですから、そこは私も今後ですね、人的な配置それから業務の効率化、こういったこともしっかり図りながら、教員が元気であると。そして、生徒に向き合えるということをするためにですね、郡教育長会等そういったものも通じてですね、県教委の方に、これまで以上にですね、働きかけを行っていきたいなというふうを考えております。

以上です。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 学校において、教員の相談も受けるということで、県へもそういった実態を報告して改善に努めていきたいという中身なんですけど、なかなか国の方は教員、残業手当というのはもう、一般の労働者と同じだと思んですけど、残業手当を一切払わない。これが今、労働基準法との抵触の問題で、問題になりつつあるんですけど、やはりそこを改善していただくのと、あと、もう国のことですけど少人数学級、20人学級ということで、採用されれば先生も抜本的に増えると。基礎定員ですか、学級数に応じて割り当てられている基礎定数というのが大幅に増えて、諸外国では20人学級ということでされている国もありますので、それは町の及ぶことではないんですけど、子どもが学校を嫌いにならないように今一歩、先生にそういう取組をされてると。子どもにはどういう取組をしていっておられますか。

教育長（久保茂樹） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。久保教育長。

教育長（久保茂樹） 子どもの方ですけども、先ほど言いました、いろんな町費の支援員を配置して、例えば不登校の生徒、その生徒に別の場所に対応して、ちょっとずつ教室へ戻していくような取組とか、またカウンセリングですね、子ども、それと例えば不登校に悩んでいる保護者、そういったカウンセリングを受け付けて実施しているというような状況です。

子どもにも、うちは小規模なので、そのメリットを十分活かして、細かく対応しているというのが実情です。

以上です。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 安堵小中学校で不登校の方は何名ほどいらっしゃいますか。

教育長（久保茂樹） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。久保教育長。

教育長（久保茂樹） 今、令和7年度ですが、小学校は30日に達している児童はゼロです。  
中学校はいると聞いています。  
以上です。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 中学校の方ではいらっしゃるということで、その方らは安堵中学内で支援を受けておられるのでしょうか。

教育長（久保茂樹） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。久保教育長。

教育長（久保茂樹） 中学校の中に来れていない生徒がいると思います。家庭訪問で担任、学年が家に赴いて本人と会う、保護者と会うというようなことを行っております。  
以上です。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 家庭訪問で援助しているということなのですが、小さい規模の中学校、120名ぐらいですかね、中学校。

教育長（久保茂樹） 中学校は117名です。

6番（上林勝美） 117名の学校にしたら、いらっしゃるということで、各クラスにいらっしゃるんじゃないかなというふうに考えます。

やはり学校に行きたくない原因とは、どこにあるんでしょうか。

教育長（久保茂樹） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。久保教育長。

教育長（久保茂樹） 教職員を取り巻く状況についての質問から、ちょっと外れていくような気がして。どこまでこれは、お答えしていいんでしょうか。不登校の話になってきていますか。

議長（近藤晃一） 上林議員、趣旨は、つながるんですか。

6番（上林勝美） 学校の環境をよくするのに。

教育長（久保茂樹） ちょっと、どこまでもいってしまうと思うので。

6番（上林勝美） わかる範囲で。

議長（近藤晃一） 今の、答えられるようでしたら、教えてください。それから、次の質問に関しては、趣旨をしっかりと把握していただいた上で質問の方をよろしく願います。

教育長（久保茂樹） もう一度お願いできますか。ちょっと趣旨が違うように感じてしまったので。申し訳ないです。

6番（上林勝美） 学校取り巻く環境ということで、不登校も含めて質問させていただいたんですが、子どもが学校を嫌いやと。行きたくないという原因は一つではないと思うんですけど、その原因を伺ったんですけど、今。

教育長（久保茂樹） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。久保教育長。

教育長（久保茂樹） これについては、やはり諸説あると思います。コロナの時に保護者が、学校へ行くこと、必ず行くことがすべてではないと。今、文科省の方で、生徒指導提要にも3年前出ましたように、学校へ行くことがゴールではないと。社会的自立を目指すことがゴールだということで、一時は不登校という、そういうしんどい時期も、ある意味、子どもによっては見守る時期であると考えられるような、その代わり学校と関係を切らさないというようなものになっているので、昔に比べれば、絶対学校行ってなダメなんだっていう、そういった縛りとかね、強いものが昔よりは薄れていると、それが原因になっているのかなとは考えております。

以上です。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 学校へ行くことがゴールではないと。社会へ溶け込んでいくという方向をやっぱり、個々人に向けていきたいと。

なぜ学校が嫌いかということなんですが、先生に聞いても、先生が、最初の冒頭に戻るんですけど、忙しいからこんな聞かんとことかありますし、テストなんかも、宿題なんかも多数あって、塾なんかも皆さん今、行かれてて、本当に過度の競争があるというふうに私も、適度な競争は、いいんですが、過度の競争がやっぱり、子どもたちが学校へ行きたくないというようなこともあるかと思うんですが、最終的に町として、どういう取組ができるかということで、先生方に寄り添って相談をしていくと。

生徒についても、そういう不登校の子は家庭訪問したり、個々人に向き合っていくということなんですが、中身を本当は授業時数とか、先生の減らしてあげたいんですけど、それはなかなか文科省が決めることでできません。先生の数も増えませんので、そういった町費で賄えるスクールサポートスタッフや、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、業務支援員、そういった方々を特別支援教育支援員、など多数採用されておられます。先生に、個々人にそういう意見を聞いていただいて、私らも一度学校を訪問して、ICT教育もありますが、全体の先生方や子どもたちが笑顔で授業をしてる姿、それを一度見たいと思いますし、一度学校訪問ということ

議長にちょっとお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

議長（近藤晃一） 上林議員、質問ですけれども、今、お書きになってるように、教員の平均時間をお聞きになって、現状認識をお聞きになった。そしてこれから町の取組をお聞きになるわけですから、その辺に対しての質問でお願いできますか。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） そしたら、一度またそういうことが、かないましたら、学校の方へ視察なり訪問なりさせていただいて、先生方と対話なり、子どもたちと話とか、そういう形でしたいと思いますが、先生、お考えありましたらお願いします。

教育長（久保茂樹） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。久保教育長。

教育長（久保茂樹） 行政報告で言いましたように、学校を御視察頂くという調整を取りたいなというふうに考えております。

以上です。

6番（上林勝美） 何とおっしゃいました。ちょっと聞こえにくかったので。

教育長（久保茂樹） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。久保教育長。

教育長（久保茂樹） 日程調整等を今、進めておるということで、進めてまいりたいというふうに考えております。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 具体的に日程調整をされてるということで、訪問の機会が得られるかも分からないということでその日を。

9番（森田 瞳） 昨日ちゃんと本会議で私、お願いしてましたやろ。その内容のことについては。なんでそんな繰り返しますの。

6番（上林勝美） そしたら、その機会を望みますので、また引き続いて学校の子どもたち、そして教員のサポート体制の充実をお願いしまして、質問を終わります。  
以上です。

議長（近藤晃一） はい。上林議員の質問を終了いたします。

---

議長（近藤晃一） 続きまして、増井議員の一般質問を許します。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増井議員。

（増井議員 登壇）

8番（増井敬史） 議席番号8番 増井敬史です。よろしく申し上げます。今回は2点につきまして質問させていただきます。

1番目、「安堵町自主防災組織育成補助金の申請について」安堵町自主防災組織育成補助金の申請件数について、各自治会の自主防災組織から交付申請することになっていますが、各自主防災組織の活動が活発に行われていないために申請件数が少ないようです。各自主防災組織の活動を活性化するために、どのようにしようと考えているのか伺う。

2番目、「安堵町自主防災組織連絡協議会の活動について」安堵町自主防災組織連絡協議会は昨年9月30日に役員会が開催されて以降、開催されていません。自主防災

組織の活動を活性化するために令和7年度の自主防災組織連絡協議会等の活動を計画的に行う必要があると考えます。この件について伺う。

議長（近藤晃一） それでは、「1. 安堵町自主防災災害組織育成補助金の申請について」の答弁を求めます。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田部長。

（吉田総務部長 登壇）

総務部長（吉田一弘） 総務部の吉田でございます。よろしく申し上げます。増井議員の質問にお答えさせていただきます。

安堵町自主防災組織育成補助金の申請件数ですが、令和5年度2件ございました。令和6年度4件、令和7年度、現時点で2件となっております。以上のことから、着実に申請件数は増加傾向にあるというふうに認識しております。

また、令和7年度から各自主防災組織の活動を活性化していただくことを目的に、自主防災組織育成補助金の要綱を一部改正いたしまして、補助対象経費の範囲等を拡充させていただきました。

具体的には、防災資機材の購入経費の2分の1、上限5万円の補助としておりましたけれども、これを補助率は3分の1に下げたのですけれども、上限10万円までということで、補助の上限額を拡充しております。

また、新たに防災訓練活動等をしていただく経費を補助対象として、こちらの方は5万円を上限として追加させていただきました。

さらに、令和7年度において、町内すべての地区の自主防災組織が結成されました。これにより、第5次安堵町総合計画基本施策15に示す、まちづくり指標中「自主防災組織結成地区数」12地区の目標を達成したところでございます。結成に御尽力いただいた皆様に、この場をお借りしてお礼申し上げます。

すべての地区で自主防災組織が結成され、先ほどの補助金の方も拡充を行いましたので、今後この補助金を積極的に活用していただき、自主防災組織の活動が、より活性化されるように啓発を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増井議員。

8番（増井敬史） 今年度、すべての地区に自主防災組織が結成されたということですが、これでようやく安堵町の自主防災組織もスタートラインに立てたのではないかと考えております。

それでは、安堵町自主防災組織育成補助金について各年度、令和5年度から各年度の予算額について、いくらになっているのかお教えてください。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田部長。

総務部長（吉田一弘） ちょっと予算額は今、手元の資料にございません。申し訳ございません。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増井議員。

8番（増井敬史） この答弁書では、令和5年度2件で8万3,000円、令和6年度4件で14万700円、令和7年度は2件で4万8,500円ということなんですけども、今回改正されて上限が10万円ということですが、3分の1になってまして、各自治会におきまして、そうそう、毎月の程度があるんですけども、そんなに防災関係の予算は取れてないということもありまして、この3分の1に下げられたんですけども、やはり上限10万円でもですね、初期に必要な最低限の資機材と言いますか、そういうのがもっと必要だと思うんで、もっと町の方からですね、支援していただいて各自主防災組織が活性化するように努力していただきたいと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田部長。

総務部長（吉田一弘） 議員おっしゃっていただいているのは、立ち上がったときに一括して補助をということかと思えます。そうされてる自治体があるということも承知しておりますけれども、安堵町の場合1年に1回この補助金活用していただけるということですので、これから徐々に資機材等を備えていっていただきたいという思いでございます。

先ほども申しあげましたけれども、防災訓練等につきましても補助対象としておりますので、こちらの方もぜひ活用をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

8番（増井敬史） はい。

議長（近藤晃一） はい。増井議員。

8番（増井敬史） この予算がありまして、各年度、3年目なんですけれども、使えるようにしていこうということなんですけど、どういうふうなことを、例えば自主防災組織の協議会であるとか、そういうので話し合っていたいてですね、こういう情報交換するとかして、もっと活性化するようにしていただきたいと思うんですけれども、その点については、どうなんでしょうか。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田部長。

総務部長（吉田一弘） 只今の増井議員の質問なんですけれども、次の第2問目の質問にかなり接近してるのかなとは思いますが、自主防災組織の連絡協議会、そういう組織がございますので、そちらの方も活用してですね、今、活発に活動していただいている自主防災組織、それからまだ立ち上がって間もない組織。地区ごとばらばらでございます。そちらの方は連絡協議会等でですね、活発に活動していただいている所のよい所をまた他の地区も見習っていただいて、活発な活動を町としても支援していきたいというふうに考えております。

8番（増井敬史） はい。

議長（近藤晃一） はい。増井議員。

8番（増井敬史） 二つの質問と被るということなんですけども、一つ目の質問は、これで終わらせていただきます。

議長（近藤晃一） はい。それでは「2. 安堵町自主防災組織連絡協議会の活動について」答弁を求めます。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田総務部長。

（吉田総務部長 登壇）

総務部長（吉田一弘） それでは、増井議員の2問目の質問「安堵町自主防災組織連絡協議会の活動について」こちらの方の答弁をさせていただきたいと思えます。

安堵町の自主防災組織連絡協議会の会議の開催についてですけれども、本協議会の会則において、総会及び役員会は開催時期や回数の規定はなく「会長が必要に応じて招集する」ものとなっております。しかし、総会は役員任期が1年と規定されている関係で、年に1回の開催は必要というふうに考えておきまして、現在6月中に開催する方向で調整しているところでございます。

なお、役員会の開催につきましては、また会長の方と御相談をさせていただいて、決定してまいりたいというふうに考えております。

先ほどの答弁と重複になりますけれども、一部の自主防災組織におかれましては、町の補助金を活用していただいて防災資機材の購入、あるいは訓練活動などを積極的に取り入れていただいております。

このような取り組みが、その他の自主防災組織にも広がっていくように、同協議会において、自主防災組織同士がつながり、また連携して意見交換等を密に行っていたりするようにして、互いに防災意識を高め合っていただけるような取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増井議員。

8番（増井敬史） 昨年6月の定例会におきましても同じような質問をさせていただいて、今回も、ほぼ同じような答弁になってるんですけども、要は自主防災組織連絡協議会を通じてですね、各自主防災組織、今回すべて設立されたということなんで、より一層活発にですね、していただきたいということで、私としては、例えば幹部会ですか、役員会ですね。それを例えば2か月に1回とかですね、定期的に開催して情報交換を活発にして、もっと他の自主防災組織でこんなことをやってるとかいうことをですね、取り入れた上で、要は活性化していただきたいというような思いでおります。

要は昨年9月末にですね、役員会が行われて、ずっとされてないということで、凄い残念に思うんですけども、そういうことでより一層ですね、各自主防災組織の活性化をですね、していただければと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田部長。

総務部長（吉田一弘） 自席から失礼いたします。連絡協議会の役員会についてですけども、先ほども答弁いたしましたように、また会長と相談の上、決定してまいりたいと考えております。

議員おっしゃるように組織自体、各自主防災組織の活発な活動というのを行政としても支援してまいりたいと考えておりますし、自主防災組織同士のつながる場ということで連絡協議会、こちらの方も活性化していけるように努力してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増井議員。

8番（増井敬史） 是非ですね、町として各自主防災組織の活動を支援していただきたいと思うんですけども、今年もですね、例えば去年行われたような、町と共催してですね、講演会を開催するとか、防災訓練をですね、実施するとかいうようなことも計画として、今回質問したのは、どのように計画されてますかということなんですけど、そのような計画とか具体的にされてるんでしょうか。

安全安心課長（吉田貴史） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田課長。

安全安心課長（吉田貴史） 自席より失礼します。安全安心課の吉田です。講習会に関しましては一応、講師と今調整中で、9月の強化月間の時に実施するように今現在調整中でございます。  
以上です。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増井議員。

8番（増井敬史） わかりました。また防災訓練の方もですね、実際、具体的にになれば、また開催していただきたいと思います。  
以上で質問を終わります。

9番（森田 瞳） はい、議長。関連で。

議長（近藤晃一） はい。森田議員。

9番（森田 瞳） 今、増井議員の方から自主防災組織の育成の補助、また連絡協議会の活動状況等の内容について質問されました。彼、いろいろと自主防災についての、非常に熱心に考え、日常活動していただいておりますけども、私ちょっと痛切に思うのも、私、西安堵についても、もうほんまに直近で、この自主防災組織について加入をさせていただきました。そんな経緯がございます。

ただ、私思うのは、やはり各大字また自治会においては、かなり温度差がある。これはもう現実なんです。全然関心のない大字、また非常に関心のある、安堵町内全体においてもね、そういう実態が見受けられますねん。現に西安堵においても、ほんまに全然、もう恥ずかしい話、関心がなかった。関心ない。

だから、これなぜかと言うたら、やっぱりそういう、この平準的に、やはり行政からの指導、またやはり育成というのがなされておらなかった。これは現実的に、そうだと私は思うんですよ。だから、そうしたことも含めてね、平準化できて、またこの協議会、また自主防災組織自体が、しっかりと前向いて進んでいくように、私はもう痛感をしておりますので。

もちろん、私は地域において自主防災組織の中での一員としてしっかりと考えていきたいなと、また活動していきたいなと思っておりますので、また今まで以上に行政の中で、育成をしていただくことを私は望んで、関連終わります。

以上です。

議長（近藤晃一） 今、関連して森田瞳議員から御提案、御意見がございました。

何か、行政側からありましたら。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西本町長。

町長（西本安博） 関連質問も頂きました。どちらかと言うと安堵町、あまり大きな災害が現在発生していないということで、その機運がなかなか盛り上がっていかないかなという思いもあります。ただし、今、御提案ありましたように、私どもと非常に親しくしております鳥取県の北栄町。これ鳥取中部地震ですか、十数年前に大きな地震がありました。そこで地元の方にいろいろ意見を聞く場がございました。

やはり、発災してから3日間、誰がどこでどう動いたんやと。それはまた準備につながってくるわけです。地元の人、地元の人がほとんどですよと。ですから、それは発災した時には、どういう動きをしていくというような準備も含めて、地元の人が実際に動いて、3日たったぐらいから公的な機関が動きかけたということでございますんで、やはり今おっしゃってますように、そこをまず、どういう機運をもともとあれしていたんだというようなことも、これから実際、研究をしながら、地元の方々にもそれを投げかけていきたい。これが大事なことかなと思いますので、また御協力のほど

よろしくお願ひしたいと思ひます。

9番(森田 瞳) はい。

議長(近藤晃一) はい。森田瞳議員。

9番(森田 瞳) 今、町長、いろいろその辺の、これからのことについて話いただきました。私ね、やっぱり根本にあるのがね、今の安堵町の現状において、この辺のことをどう話を展開していこうか、また平準化していこうかと思つたら、今の現状で言えば、区長会の会の中で、しっかりと各自治会、各大字の中で、自分の所を見つめながら意見を出していただく、そしてまた、そこのところへ、やはり意見を町としても指導していくということをやはりもう区長会にお願ひせざるを得ないのちゃうか。一番最初の出発点としてはですよ。

だから、そこの辺のことで、より一層ちょっと力を入れていただいて、進んでいただくことに、私はそれに尽きると思うんですよ。

また町長の方、そしてまた安全安心課長の方よろしくお願ひしておきます。

町長(西本安博) はい、議長。

議長(近藤晃一) はい。西本町長。

町長(西本安博) 今、森田議員からお話がありました。私も、そのとおりだと思いますので、発災してから、鳥取の方で発生してから数年たった段階で、一度その辺の話を研修をしようということで、区長会に北栄町まで行っていただいた件があります。それから相当時間がたっておりますんで、人も変わっていった、あるいは区長さんの中には、地区によっては1年ごとに交代ということで、なかなか伝わらないというところもございます。そこの所をカバーしていくのは、やはり我々の仕事。あるいは協議会の仕事かなと思ひますんで、今後そこに力点を置いていきたい。このように思っておりますので、よろしく御協力のほどお願ひしたいと思ひます。

議長(近藤晃一) はい。西本町長ありがとうございました。

それでは、これで増井議員の質問を終了いたします。

只今11時55分でございますので、13時、1時まで休憩といたします。

-----  
休 憩（午前 11 時 55 分）

再 開（午後 1 時 00 分）  
-----

-----  
議長（近藤晃一） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、5 番 浅野議員の一般質問を許します。

5 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。浅野議員。

（浅野議員 登壇）

5 番（浅野 勉） 議席番号 5 番 浅野でございます。

本日の質問事項「町おこしの推進のため、更なる地域の教育力を高める方策について」伺います。教育は「人づくり」であると言われます。地域の教育力をさらに高めるために「生涯教育構想」に基づく町ぐるみの方策が必要であると考えます。

今日、資料を準備してきたんですけども、この冊子がございます。第 5 次安堵町総合計画及び第二期安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略という冊子を作っていただきました。安堵町は、第 5 次安堵町総合計画と第二期安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化し、令和 4 年度から 10 年間の基本計画を立てました。

今年度、令和 7 年度は、分野別計画として、前期基本計画期間の 4 年目を迎えました。我がまち安堵町の教育文化面について、過去 3 年間でどのような成果があり、今年度からどのような重点施策をされるのか、お伺いいたします。

本日の質問要旨、問①「生涯教育構想」と「生涯学習構想」の違いについて具体的に伺います。

問②安堵町は歴史的文化的に、多くの偉人を輩出した町です。今も息づく誇りある

まちづくりのため、地域人材の発掘や社会参画等について具体的な施策について伺います。

問③現代の社会情勢において「風通しの良い学校経営」が求められます。安堵町の学校教育推進のため、具体的な施策について伺います。

問④学習指導要領の学校行事（儀式的行事等）について、他町と様式が異なる行事がありますか。お伺いいたします。

問⑤学校運営組織の充実のため、町教頭会等の設置についてお伺いいたします。

以上、5項目についてよろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） 浅野議員、今、御質問いただきましたけども、答弁としては、このタイトルの「町おこしの推進のため、更なる地域の教育力を高める方策について」というところでまとめて、一つずつのおっしゃった五つに分けても一括で。

5番（浅野 勉） 教育長の方で、答弁一括で。

議長（近藤晃一） 一括で大丈夫なんですね。わかりました。

教育長（久保茂樹） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。久保教育長。

（久保教育長 登壇）

教育長（久保茂樹） 教育委員会教育長の久保です。よろしくお願い致します。浅野議員の御質問にお答えさせていただきます。

問①につきまして、「生涯教育」とは、社会全体で学びの機会を提供し、個人の学びの意欲を支援する取組で、学校教育に加え、職業訓練や地域の社会教育も含まれます。生涯教育の目的は、社会の発展と個人の成長を促進し、社会全体の能力や知識レベルを向上させ、よりよい社会を築くこと。また、学びの機会を提供するだけでなく、学びやすい環境を整えることも重要と認識しております。

また、「生涯学習」は、生涯行うあらゆる学習を目指し、学校教育はもとより、家庭教育、社会教育、スポーツ活動、ボランティア活動など、様々な場所で行う学習で、より豊かな充実した人生を過ごすために生涯学習が推進されていると認識して

おります。

問②につきまして、学校への地域の方の参画は、見守りボランティアによる登校時の見守り、小学校においては、1年生対象のいきいきこどもクラブにおいて、ねこじゃらし、運動普及ボランティア、日赤奉仕団、安寿会などの地域団体の皆様、月2回程度、ねこじゃらしによる読み聞かせを行っております。また中学校においても、各学期に2回程度、ねこじゃらしによる読み聞かせを行っております。

問③につきまして、小中学校とも保護者に登録していただくメールアプリで情報発信をしております。学級だよりや学年だより、保健だより、図書だより等を発行し、保護者へ学校の様子を逐一お知らせしているところです。

問④につきましては、学校行事（儀式的行事等）についてですが、小学校の運動会を低・中・高各年別の「体育参観」として午前中に実施しております。これは、運動会参加者及び関係者の熱中症予防対策でもあり、9月中も熱中症対策が必要な日が多いことから、練習時間を縮小し、児童の運動場での待機時間も考慮して実施しています。

問⑤につきまして、小学校1校、中学校1校のため、両校の教頭においては、綿密に連絡を取り合い、常に情報共有をしておりますので、今のところ教頭会等の設置については考えておりません。

以上です。

5番（浅野 勉） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。浅野議員。

5番（浅野 勉） 只今、5項目について具体的な成果と実績等について答弁をいただきました。まず問①について。生涯教育構想とは、人として誕生して、まず家庭教育で育まれます。続いて学齢期に入り、学校教育を受けます。そして卒業後には、社会人として社会教育を受けます。人づくりのためには、この一種の教育の流れ、家庭・学校・社会の教育機能がともに重なり、連携した社会基盤もいります。また、生涯教育構想の目的は、住民の社会生活意識を高め、地域教育力を高めることです。今後の安堵町の社会教育の進展に、また御留意をいただけるようによろしく願います。

先ほど、生涯学習についても御答弁を頂きました。生涯学習とは、自らの生きがいを高めるための学習です。町内には、先ほど御紹介のありましたように、住民ボランティアによる生涯学習講座等が現在、数多くあります。御紹介申し上げます。今年も新

たな、大人のための教養講座が継続され、毎回カルチャーセンターで盛況に運営されています。またこういうふうな、大人の教養講座につきましては、教育委員会の方も御尽力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、②住民の学校支援の状況の答弁をいただきました。先ほど御紹介いたしました、この総合計画21ページの第4節に、住民のいろいろ意見がありました。住民代表によるワークショップの記事が掲載されています。その意見の中に、安堵町を皆で好きになっていきたい。また地域密着のまちづくりを目指すのがよい。安堵町は独自性を持つべき等の報告がありました。また住民は町のことをあまり知らないという意見もありました。こういう声をまちづくりに反映して、私たち議会の方も生かしていきたいと思ひます。また教育委員会の御尽力もお願ひしたいと思ひます。

私自身、昨年9月に奈良県人権教育推進協議会の研究大会での安堵町の報告者になる機会を得ました。報告内容には、安堵町に住む誇りある歴史と文化活動について、安堵町の地域公民館活動と町の老人会活動等の実践交流について発表をさせていただきました。

続いて、去年実施されました、安堵町の教育文化の高まりについて紹介をしたいと思ひます。安堵小学校150周年記念行事に来校された大阪桐蔭高校吹奏楽部のイベントは、子どもたちも含め、参加者全員に大きな感動を与えていただきました。指揮者の先生から、安堵小学校の子どもたちの表現力の凄さに驚いています。こんな学校初めてです。と笑顔で話されておられました。御報告いたします。またその中の、参加した子どもたちから、この吹奏楽部にぜひ入りたいという子どもの声がありました。こういう機会をまた安堵町の方でも計画していただくことをお願ひしたいなと思ひております。

また別のイベントですけれども、去年度、町人協講演会で宇陀市から来庁された、かぎろい夢バンドさんから今回お招きを受け、ホールに参加された皆様方がステージと一体となり、手話を交えた演奏会ができました。本当によかったですと話されておりました。当日は、カルチャーセンターに138名の参加と116名のアンケート記入をいただきました。本当に感想をいただき、ありがたかったなと思ひております。

次に、問③です。保護者に対する情報発信について御答弁をいただきました。学校とは、地域の先端技術の展示科学館であり、地域住民の学び舎としての歴史館です。風通しのよい学校経営とは、地域に向けて学校情報を発信することです。地域住民も地域の学校の様子について大いに関心がございます。今後は、地域の方々の力量を学校教育に生かしていく方策にも御検討をお願いいたします。

問④の学校業務については、先ほどの御答弁ありがとうございました。

次に、問⑤町教頭会の創設について御答弁をいただきました。教頭の職務は学校運営であり、多岐にわたる仕事が課されております。勤務時間は、朝の開錠から職員の出校後の施錠まで、全国調査の勤務時間は日々11時間から12時間にわたるという統計がございます。最近では、教職員の管理職登用試験の受験者が低調になっているという傾向もあるようです。学校の要としての教頭が働きやすい職場環境になるように配慮をお願いします。

学校現場の言葉があります。学校長が変わると教頭が変わる。教頭が変わると教職員が変わる。教職員が変わると子どもが変わる。子どもが変わると保護者が変わる。と言われます。そういうふうな地域をつくっていくためにも、また今後とも、学校の要たる教頭先生の健康管理等にも御配慮いただきたいと考えております。

以上、第5次安堵町総合計画に基づく、特色ある安堵町の学校教育と地域教育力を高める社会教育の推進に向けて御尽力をお願いして、本日の質問を終わります。

以上。

議長（近藤晃一） はい。これで浅野議員の一般質問を終わります。

---

議長（近藤晃一） 次に、3番 森田裕康議員の一般質問を許します。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田裕康議員。

（森田議員 登壇）

3番（森田裕康） 3番 森田裕康です。通告に従いまして質問を2件行います。

1件目、「桜の害虫対策について」笠目地区の富雄川堤防の桜が、中国大陸から飛んできた「クビアカツヤカミキリ」に食害されていたことが判明しました。このクビアカツヤカミキリは、桜やイチジクなどの果実樹木内を食べ、卵を産み、成虫がまた別の樹木に飛散していく害虫で、国から特定外来生物に指定されています。

町内の他の地区でも食害に遭っているのを確認しました。県としては、発見次第伐採するよう指導しています。多数植えられている岡崎川堤防の桜について、今後の対

応・対策について伺います。

次に、「広報について」先日奈良テレビ放送で、ふるさとCM大賞が放映されました。当町も作品を出しておられましたが、CM大賞について知らない方が多くいました。CM大賞に限らず、タクシー券補助などの施策についても周知不足が見られ、またマイナンバーカードの広報は1年間同じ内容です。多くの方に施策や行事を知ってもらえるための、今後の広報の在り方について伺います。

議長（近藤晃一） はじめに、「桜の害虫対策について」答弁を求めます。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。廣瀬事業部長。

（廣瀬事業部長 登壇）

事業部長（廣瀬好郁） 事業部の廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。それでは、一つ目の議員の御質問にお答えいたします。

平成24年に愛知県で発見された以降、令和7年2月末までに15都道府県で発生、被害が確認されております。幼虫が幹の内部を食害することによって、1年から数年で枯死してしまうことがあるようで、幼虫が木の中にいるかを探す手掛かりとしては、フラスと呼ばれる、内部から押し出される排泄物の形状が虫によって異なるため、クビアカツヤカミキリかどうかの判断が可能と聞き及んでおります。

以上でございます。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井住民生活部長。

（勝井住民生活部長 登壇）

住民生活部長（勝井 顯） 住民生活部 勝井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、森田議員の「桜の害虫対策について」住民生活部としてお答えいたします。

議員仰せのとおり、クビアカツヤカミキリは桜・梅・桃などのバラ科の樹木に産卵し

て、幼虫が幹内部を食害することによって樹木を弱らせ、枯死させることもあることを報道等で認識しております。

昨年、安堵中央公園北側の岡崎川堤防の桜についても、クビアカツヤカミキリの発生により桜の木を伐採したとの報告を受けております。

被害を拡大させないためには、奈良県クビアカツヤカミキリ確認マニュアルを周知することが重要であると考えております。具体的な駆除方法は、物理的防除として伐採駆除やネット巻きによる成虫捕殺、化学的防除として注入式殺虫剤や散布式殺虫剤などの方法があります。

基本的には植樹をされた方の責任の下、早期発見と防除していただくのが大前提ではございますが、今後のこともありますので、河川管理者であります奈良県に働きかけを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田裕康議員。

3番（森田裕康） この虫ですねんけど、私も今年初めて知りましたけども、統計を見ますと、奈良県のホームページ見ますと、令和5年に初めて安堵町で1本、被害が確認され、今年になりますと、すでに、ほとんどの桜が被害に遭ってるということで、河川ということもありまして県の方に、土木の方に確認しましたところ、私の物は私で、県が植えた物じゃないので、責任を持って伐採して欲しいと、今の生活部長の答弁のとおりで、同じことを説明を受けました。

他に方法がないのかなと思ひまして、いろいろ調べますと、確かに事業部長と住民生活部長の答弁のとおりでありまして、この問題をどうしようかということは、こういう虫で、カミキリムシの被害があるということを職員や議員の皆様方に周知し、知っていただいて、今後もし県の方とか国の方で対策、要するにお金が出るような対策が出ましたら、町の方も協力していただいてですね、伐採とか駆除の協力していただきたいと思ひますけど、その時は住民生活部長、協力していただけますでしょうか。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井 顯） 国の動向も注視しながら、そういった件があれば検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田裕康議員。

3番（森田裕康） その時は、積極的に介入していただいてですね、協力していただきたいと思います。

これはもう、これ以上、私ちょっともう質問、考えられませんでしたので、この質問は、これで終了させていただきたいと思います。

議長（近藤晃一） はい。なお、この桜の害虫につきましては、森田裕康議員そして森田瞳議員、両名からの質問が出ておりました。質問形式として森田裕康議員に一括してお願いした訳ですけども、森田瞳議員、もし関連ございましたら。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） ありがとうございます。関連的の質問、私、当初この桜の、この害虫対策についてという質問も私、一般質問の中に取り入れてお願いした訳なんですけども、重複したということで、森田裕康議員の方で趣旨を説明していただいて、私も同じような内容のことも、またお話をしたいということで、森田・森田で、ちょっとこの桜をやっていきたいなど、かように思いますのでよろしくお願いいたします。

いろいろと今、桜の今の現状をお話しいただきました。今、話、一番取っ掛かりになっておるのが笠目地域の、森田さん、35本でしたかな。

3番（森田裕康） 38。

9番（森田 瞳） 38本でしたか。もう聞くところによったら、ほとんど全部の木に、そ

のややこしい害虫が、もう潜入しているということも聞かされた。そして、いろいろとその内容に詳しい方がですね、町内の方がいろいろ調べていったら、岡崎川の桜友会の植えていただいた桜にも及んでおるということで、もうこれ年々枯れる一方だということの情報も聞かさせていただきました。

だから、笠目地域、そしてまた岡崎川の桜友会の植樹の一帯の地域、また岡崎の方の一帯の地域にも、それがもう、やはり移っておるということも、これはもう全町的に桜に及ぼしておることが判明をしていただいております。

それでね、ちょっと振り返ってみましたら、今、笠目地域のことをちょっと問題視、一番されておる訳なんですけども、あそこを県の方へ何ほお願いする、その対策をお願いするということをしても、これは無理ですよ。あの最初、植樹された時、もう何十年前、ある笠目の方、個人がですね、県がダメだと言うてる所に無理やり植えた。これ私、よく知っております。これ、県もだからその時には、かなり強硬に止められたということも知っておりますけども、いや、構へんねん。俺、管理するねん。と言うて当時、植樹された。という出発ですわ。

そして、当然やはり富雄川の管理していく中で、護岸の部分について県の方は、それでもって護岸に影響を与えるから植樹は、やめなさいというようなことだったこと。だからこれは、県は何としても、これはやっぱり阻止したいということで激しく抵抗されたけども、勝手に植えられた。

今、県の方へ、そのことの対策の話を持っていたところで、どこが耳、貸してくれますか。もうそんな現状なんですよ。

そして私も、ちょっとこの辺のことは、それ以後、聞き及んだんですけども、桜友会の方で植樹していただいた岡崎川、このことに関しましても県の方は、岡崎川の護岸に植樹することはOKは、しておらないということも、私は聞き及んでおります。何で、あんな所で植えられたんかと言うたら、もう黙って黙認されたというのが、今日に至ってる事情なんです。

だから、私はその責任の所在が、県であろうが、地元の植えた人であろうが、これはやはり町内全体にそうした害虫が被害を出しておるということ。これはもう抜本的に何とかして今、解決していかないと、この奈良新聞でも非常に早期発見・駆除ということも、やかましくもう、この6月2日の方で取上げておられます。

そうしたことで、やはりこれはね、県にお任せする。大字のことやから大字にお任せする。これはもう不可能なんですよ。笠目の大字の方、あの38本の桜もうダメやから切りなさいと。切らないかんということになったら、どこで莫大な費用それ出せますか。当時植えられたことに、そののどこに言うていくんですか。これはもう、到底

そんなことできない。

だから、これは、やはりもう町を挙げてしっかり食い止めることが、被害を食い止めることができるやつは残し、ダメなものはダメ。もうやはり伐採する。ということ。これは明確に決めていかないと、全部伐採することになりますよ。

だから、その手段として考えられるのは、ここで樹木医と言うんですか、やはりその害虫の被害が出ておる木かどうかということ。そのやっぱり選定、もうダメか、まだまだこれは、いける。いわゆるその判断。これからまず専門家に、やはりお願いしながら、安堵町内をです、一生懸命やっぱり調査にあたっていただいて、今どのような現状にあるかということは、まず調べないかん。これは今、言うてるように、どこか調べるんだとなれば、お互いに押し合いへし合いしながらどこもできない。これやっぱり安堵町の方で、独自で何とかやっぱり腰を上げて考えていかんことには仕方ないというように私は思うんです。

その辺のことについて、これは今、伐採というようなこと。また調査のことになれば住民生活部になるんでしょうけども、その辺のことについて、ちょっと今の責任の所在ということになれば、今、私が言うたとおりでございますので、それをやはり私は、今日は明確にしたかった。

だから、今後どういう方法でもってこれを食い止めていくか。計画性を出していくかということは、やはり我々本議会としても注目するところなんです。だから、住民生活部長ちょっとその辺のことで見解あれば、お聞かせ願いたい。よろしく願います。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井 顯） 自席から失礼します。近隣の町の状況も聞いておりました、樹木医等でまずは調査が必要と思います。それで、実際その木を伐採するかどうかっていう判断もできると思いますので、まずは調査がどのような形でできるのか、近隣の町の状況も踏まえながら、今後どのようにすべきかを考えてまいりたいと思います。以上でございます。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） ありがとうございます。前向きな今、答弁いただいて。まさに私はそうだと思うんですよ。これは、やはり専門家と言うのですか、樹木医さんにまず調べていただいて調査をし、これから計画性に基づいて考えていこう。そして、もうどこの責任ということじゃなしに、やはり私はもう、これ今後これから、安堵町未来永劫ずっと安堵町が続くわけでございますので、いつまでも放っとくわけにいかない。だから今、対策を打たなければダメだというような思いもいたしますけども。

そして私、ちょっとこの質問の前に近隣、今、近隣の方でどうというような、こんな対策しておらないのかということ、ちょっといろいろ聞き及んだところ、大和高田市、相当な予算を計上しながら、補助事業として扱いながら、調査から、そしてまた伐採、その片づけということも、補助事業の中で取り組んでおられる。そしてまた、それにちなんで、隣のもう広陵町でも、その辺の調査費から伐採の費用、これを補助事業化をしながら、もう取り組んでおられる実態がもうございます。

だから私、先ほどやかましい言うてるように、どこがどうやから、うちは知らんというようなことのないようにですね、町長、ちょっとその辺のことについては、しっかりと受け止めていただいて、やはりこれは町を挙げて、しっかりもう調査から完結に至る、また残すべき物は残して行って、そういう管理をしていくんだということの、ちょっと方針をね、できたらちょっとお聞かせいただけたらありがたいんですけど。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西本町長。

町長（西本安博） ちょっと私、今、考えてたんですけど、これ桜の木を食い荒らすということで、カミキリが。ということなんです、これ、もしね、スズメバチが大量発生したら、この桜の木にね、これ大変なことですよ。住んでる人も。ということを考えてみたら、これは植えた人がやったらええやないかというのは、基本は基本なんですけれど、やっぱり環境という問題、あるいは生活する上での安全安心という問題からしたら、やはり私どもが全く知らん顔はできない。これは当たり前のことやと思います。今、森田議員がおっしゃいましたように、まず環境の問題ということが一番に考えて対応していくべきかなと思っております。

それと今、川の堤防ばっかし言いましたけど、よう考えたら私どもの学校にも、いっ

はい桜、植わってますね。ほんだら、これは誰やと言うたら、これは、やっぱり植えたのは町やと思います。寄付で植えたのもあると思いますけど。ということを考えてらね、この所有権が、どこやということやなしに、やはり環境の問題、あるいは安全安心の問題から考えて、やはり町が積極的にかかわらんかったら、それぞれ植えた人に、全部責任持ってやれって言っても、ちょっとこれは無理なことだと思います。

ましてや、体育館の横の岡崎川は、あれ皆オーナーがあるから、あんたの木やないかと言えますけれど、昔から植わってる、ある程度一人生えしている桜に、お前のオーナー誰や言うたって、これはもう返事が返ってくるわけもございませんので、学校の桜も、あるいはその他の桜も含めて、これはもう町全域の問題として考えていくべきやなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） えらいありがとうございます。決して桜はダメだということじゃございません。やはり我々、春になったら、やはり桜をです、花が咲いて潤していただく。我々人間にとって非常に、やはり四季折々に大事な木でございますので、やはり残せるものをしっかり残して行って、それは残すべきことであれば、どういう管理をしていくかということまでも踏み込んで考えていかないことには。

町長、先ほどおっしゃったように、私は岡崎川や岡崎、そしてまた岡崎地域の部分だけで指してましたけども、それは学校にもあるし、そしてまた大道教にも立派な、町町の中にもございますので、そういうことも一帯含めてですね、これ県のね、元の県の森林技術センターの副主幹であった方。樹木医。この方にまず入っていただいて、全町で桜の木の実態を調査していただいて、その辺でプランを立てていただかないと、我々何ば、やかましい言うてたって、その辺の実態が分かりませんので。中身がね。

その辺から出発していただいて、地元の住民の安心になるように、ちょっとひとつ町の方からお聞き取り願って、積極的に事業を進めていただくことをお願ひ申しまして、私の関連質問を終わります。

議長（近藤晃一） はい。それでは、桜の件につきましては、これで終了いたしまして、次の「広報について」の答弁を求めます。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田部長。

（吉田総務部長 登壇）

総務部長（吉田一弘） 総務部の吉田です。森田裕康議員の質問にお答えをさせていただきます。

質問いただきました、ふるさとCM大賞につきましては、昨年11月末に製作そしてエントリーをしたもので、審査会特別番組につきましては、本年の3月22日に奈良テレビで放送されたところでございます。このことにつきましては、3月10日に『えーまち安堵安心メール』で住民周知させていただきました。また4月号広報にも記事掲載をさせていただいたところでございます。

なお、この時に作成しました、ふるさとCMの映像につきましては、現在、役場ロビーで放映を行っております。その他の行政情報などの住民周知につきましては、広報・ホームページ・えーまち安堵安心メール、またLRADによる町内放送、そして自治会等の回覧や地域の掲示板への掲示等により実施しているところでございます。

議員御指摘の、住民への周知不足につきましては、より多くの住民の皆様様に情報が伝わっていくよう工夫していく必要があるというふうに考えております。広報やホームページ等での周知方法について、その掲載内容等を改めて精査するとともに、より目につきやすい、また興味を持ってもらえるようなデザイン等の工夫も必要であると考えております。

他団体の先進的な事例も参考にしながら、今後、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田裕康議員。

3番（森田裕康） 振り込め詐欺等のCMや広報を警察の時もいろいろやってきたんですけど、100%周知して撲滅できるかって、犯罪を抑止できるかって、抑止できないんですけども、やはり反復反復して周知させるというのが一番大事だと思います。

特に、午前中に町長おっしゃった75歳以上のタクシー券ですけども、知らない方がやっぱり多くおられるということも初めて知りました。それで、やはり、いきいき百歳体操とかですね、地域のサロン活動でもですね、スポット、スポットで入れていただいて、高齢者対策の特典なんかも、その場で広報していくっていう考えはありますか。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田部長。

総務部長（吉田一弘） 今、御質問いただいている高齢者のタクシー助成事業等、まだまだ周知不足ということでございます。知っておられない方も多くおられると思いますけれども、今、御提案いただいた、高齢者の方が集まっていたくような地域のサロン、また、いきいき百歳体操、そういう場で周知していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田裕康議員。

3番（森田裕康） それと、マイナンバーカードですけども、本当に去年の4月から今年の4月まで、町のホームページで繰り返し見ましたけども、ほとんど内容が一緒だと。先ほどの質問内容のとおりですけども。マイナンバーカードが保険証として使えるということを知らない方もまた、おられますので、やはりチラシとかポスターを作成してですね、コンビニや郵便局、農協などに協力をいただいてですね、貼って、もうコンビニや農協や郵便局、振り込み詐欺ばっかしチラシを置いてますけども、一緒になって置かせていただいて、協力していただいて周知していただくという方法もありますけども、そういうことも行っていただけますでしょうか。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田部長。

総務部長（吉田一弘） 新たにポスターを作るとなると、ちょっとこれは費用面も要りますので、今、チラシ等ある分をそういう住民の方がよく利用される店舗等、あるいは農協さん、郵便局さん、そういうところに置いていただけるかどうか、ちょっと協議をして、依頼していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田裕康議員。

3番（森田裕康） 住民のためになる、住民の利益になる施策、いろんな、いい政策行われております。これを周知させるのも、やはり広報の力かなと考えますので、今後も広報に対して目を配っていただいて、いい広報を作っていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

---

議長（近藤晃一） 次に、松田議員の一般質問を許します。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

（松田議員 登壇）

1番（松田 勝） 議席番号1番 松田でございます。

まず一つ目、「1. 各地域に設置されている防火ホース格納箱の設置基準及び点検作業について」道路や住宅の敷地内に設置されている防火ホース格納箱ですが、安堵町として設置基準が設けられているのでしょうか。また点検作業については、どの部門がどのように実施するのか決められたものがあるのか伺います。

「2. 複数の医療機関から内服薬を処方されている方の重複服薬防止及び飲み残しによる内服薬の利活用について」複数の医療機関から内服薬を処方されていると、本

人が気づかないうちに、同じ成分の薬や組み合わせの悪い薬を服用している可能性があります。医師・薬剤師と協力し、このような重複多剤服薬を防止する必要があると考えます。

また、内服薬の飲み忘れによる家庭内での保存量が多くなっており、この利活用についても考えなければなりません。このことを解決することにより、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の改革につながると考えますが、安堵町としてはどのように考えているのか伺います

以上。

議長（近藤晃一） はじめに「1. 各地域に設置されている防火ホース格納箱の設置基準及び点検作業について」答弁を求めます。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田総務部長。

（吉田総務部長 登壇）

総務部長（吉田一弘） それでは、松田議員の質問にお答えいたします。

消防ホース等の格納箱は、火災の際に消防署や消防団が到着するまでの間に、地域の住民の皆さんが火災の初期消火活動を行うために設置されているもので、そのため地域が設置し、維持管理しているものでございます。よって町の設置基準はなく、点検作業等も各地域の自治会等を実施していただいているという状況でございます。

消防ホース等の格納箱は、消防法施行規則において「屋外消火栓設備の放水用器具を格納する箱は、屋外消火栓から歩行距離が5メートル以内の箇所に設けること」このように規定されております。地域の自治会が設置する際には、この規定に基づいて設置していただいているということになります。

以上でございます。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 今、説明のありましたように、自治会の方で、すべて賄うというような状況ですけれども、例えば今後ですね、どうしても新規で購入する必要があるとか、あるいはまた、以前よく盗難に遭ったとかね、というような状況がありまして、それを補充するということになると、相当のやっぱり金額がかさむというふうに考えているところです。

町の補助としては、先ほど説明のあった、災害の対策ということで一つあるんでしようけれども、やはりそれ以外にですね、この消火ホースについては別枠で考えていく必要もあるのではないかというふうには考えられるんですけれども、その辺の補助の方法について町の考え方を伺います。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田総務部長。

総務部長（吉田一弘） 自席から失礼いたします。先ほども申し上げたように、消防ホース等の格納箱の設置費用、あるいは、その維持管理等については、地域の自治会等で負担していただいているという現状がございます。

現在、安堵町の自主防災組織の育成補助金、これを活用いただいてホースを買っていただいているというような例もございます。そちらの方の活用でお願いしたいということで、お答えをさせていただきたいと思います。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 自主防災組織のですね、補助金というのは、先ほど説明あったように理解はするんですけれども、例えば災害時のための自主防災組織という認識に立つならば、それ以外の、例えば地震であるとか、そういった災害対策用に、やっぱり自治会としては考えていきたいとは思っておられるんですけれども、今、私はホースに限定してお話をさせてもらってますけれども、そのホース、例えば点検した結果ですよ、例えば5本や6本が悪いとなれば、ホースごとを取り替えるということにすれば、1年間に、先ほどおっしゃったように10万円を限度に、10万円限度やったっけ、3分の1補助しますという話ですね。

それだったらですね、自治会のいろんな予算から考えれば、そんなに何本も買えるような予算化はできないというふうに思いますので、それから点検の内容にもよりますよ。これから先に話をする予定なんですけど、点検した内容で、例えば何本が悪いとかというようなことになれば、たまたま大量になってくるというような時に、今、言うてる自主防災の組織の補助金ではなくて、プラス何ぼかできないものかどうか。というのだけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田総務部長。

総務部長（吉田一弘） 消防ホースの格納箱に格納されてるホースでありますとか、筒先でありますとか、そういうものに限っての補助金というような趣旨かと思えますけれども、今のところ申し訳ございません、そういう補助金の制度を設ける予定はございません。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

1番（松田 勝） 最初は、どうだったかというところから始めると、多分、消火栓がついて、一番最初に自治会で設置するということになっても、相当の数ですよ、元々は。ですから、そういう時には何かが出てたんじゃないかなと。過去。私が想定するにですよ。要は、一斉に何十か所も消火ホース格納箱を設置しようとするれば、自治会では、これできませんよね、元々が。今、言うてる意味分かりますよね。元々は、できないことをやってると。ということは何かの補助がその際はあったん違うか。という私の考え方です。

ですから、大量に更改する必要があるとかいうような場合についてのみね、例えば一本のホースの買い替えだったら私、今、言うてるようなことも言いませんよ。例えば盗難に遭ってるとか、不良になったと。というのは、私が考えてるのは、もうずっと点検もしてないと、実際には。そういう点検もしてない物が、さあ使おうと思ったら使えないということがあったら困るんで、その点検を例えば町が指示した場合に、各自治会でね、これも悪い、あれも悪いということになった時に、さっき言った自主

防災組織のお金でやってくださいということになれば、何年もかかるよというような事態にもなりかねないということがありますから、要は、これの点検を例えば極端に言ったら一斉にやってね、悪いのが、どっと見つかったというようなことになれば、やっぱり何らか手を打つ必要があるんじゃないかと。例えば1本、2本の話じゃなくてという意味です。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田総務部長。

総務部長（吉田一弘） 今回の御質問であれば、かなりな費用がかかってくると。一斉に例えば10本、20本の単位でホースを取り替えないといけないというようなことを想定の御質問だと思います。

各自治会にお願いしてます点検等でそういう物が出てきた時に、町がそれを補助する制度を設けるか設けないか、そこはまた別途議論が必要だと思います。町の方も自治会の方に、それだけの補助をするということは、町の財政的にも費用を確保していないといけないことですので、ちょっとここで今すぐに補助できますというお答えもできませんし、そこは別途議論をさせていただくという答えになると思います。

以上でございます。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

1番（松田 勝） 当然ですね、点検の結果によって、こういう話がどう進展していくかというふうになりますから、それはそれで結構です。ですから、やっぱりその検討できる範囲を残しておかないとね、先ほどみたいに、もうやりませんとなったら、実際大変なことになってるのに、どうなるねんやという話ですから、いわゆる検討をするというね、方向性だけを確認しておけば、私は大丈夫だとは思いますが。そんなに、めちゃめちゃ大量に出てくるかということも分かりませんからね。それで結構です。

ただ、このホースで、またいろいろな問題が出るんですが、例えば防火栓の設置基準、例えば安堵町としては何百メートルか何メートル範囲に一つというような設置基

準はあるんでしょうか。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田総務部長。

総務部長（吉田一弘） 防火栓というのは、いわゆるマンホールの消火栓のことでしょうか。

1番（松田 勝） ごめんなさい、消火栓。

総務部長（吉田一弘） ちょっとお待ちください、すみません。消防水利として140メートル以下になるようにというような基準がございます。

以上でございます。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

1番（松田 勝） 140メートルということで、ホースの格納箱にはホース2本が確か入ってます。そのホースを2本つなげば、要は住宅どこでも1本は届くような範囲ということですね。要はホースの長さ、私も測ったことないんで分からないんですが一応届くねんな。じゃないんか、ちゃうわ。届かないねんな。

要は心配はそういうことですよ。要は住民の皆さんが、自分とこの火災であったり、近所の火災をね、何とかしようとした時に、ホースが届かないということ自体がね、やはりちょっと、本当に住民にその辺を任しといて、例えば消えてなかったらね、住民のせいではないですけども、やはり活動をやろうにもできないというような状況ですんで、その辺りちょっと私もね、一応調べてみたけど、わからないんですよ。やっぱり。住民がどこまで責任を負ってというんか、自分たちの責任を負って消火活動をするんかとか、そういう何か決まりがあってないような。ただ単に消火栓があるからホース格納箱置いてますよというような状況なんで、やっぱり今後ね、演習も含めて、いろんな話をしますけども、やっぱりそういうところをもうちょっと、きちっと整理をしておかないと、それやったらもう初めから消防車が来るのを待った方がええやないかというような話になりますから、ちょっとその辺の基準も、ホースの長さも、

ちょっと曖昧だと思いませんか？ そういう意味では。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田総務部長。

総務部長（吉田一弘） 実は、この質問をいただきまして、町内ちょっと点検というか、見させていただきまして、かしの木台住宅地、それからあつみ台の今一番新しく住宅地になった所、ここに格納箱ございませんでした。いわゆるマンホールの消火栓しかないというような状況で、消火栓で消防水利が一応確保できているというような状況です。

私も、格納箱が自治会でなぜ設置されてきたのかっていうのを自分なりに考えてみたんですけども、やはり安堵町内は細い道も多いですし、そのために地域でそういうものを設置されてきたのではないのかなというふうに認識しております。安堵町につきましては非常に町域も狭いですし、町内の中心地に東分署がございますので、町内どこでも消防車があれば5分程度で行けるのかなというふうに思います。特に、かしの木台であったり、今のあつみ台の新しく整備された住宅地であったりっていうのは道も広く整備されておりますので、その辺は非常に入って行きやすいのかなというふうに考えております。

ただ、旧村につきましては、まだ細い路地も多く残ってますので、今おっしゃられた、ホースが2本格納されてるのに届かない所もあるんじゃないかと。その辺の矛盾も確かにあるというふうに思いますので、行政としても今後整理をしていって、どのような形が望ましいのかというのを地域の消防団、また自主防災組織の皆さんと一緒に考えていけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

1番（松田 勝） 様々なね、やっぱり問題を抱えながらやってるわけですけども、例えば先ほど言った点検作業、実際やるにしても目視点検だけではわからない部分というのはありますよね。例えば先を盗まれてたとかいうのは目視で必ずわかります。他の

金属類も、なくなればわかりますけれども、ホースが劣化してるかどうかちゅうのは誰もわからない。

ですから、取りあえずはね、今あるやつをほかすのは、もったいないから、せめて何ぼかでも使えるんであればね、やっぱりその点検をどうするか。例えば住民ができないんであれば、町としてこういう点検方法ありますよと。これ業者に頼んだら非常に高くつくんですよ。それやってくれる委託業者はあります。ありますけれども非常に金が高くつくんで、やっぱり実際にはできないと。自治会では。ですから、そういう点検についても、目視点検をやってもホースの傷み具合はわからないということがありますんで、そういった点検については町としては、どのようにお考えでしょうかね。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田総務部長。

総務部長（吉田一弘） 確かに、先ほどから答弁してますように、点検とか維持管理について自治会等にお願いしていると。ただ、おっしゃられるようにホースの劣化具合などは、実際につないで水を出してみないとわからない部分も多いかと思います。自治会の方で点検していただいても、目視確認、数量確認というような形になるのではないのかなというふうにも思います。

今後ですね、消防訓練等をしていただく、またそういう点検をしていただく時には、消防団の各分団もございますので、消防団にも協力を依頼させていただいて、ともに点検をさせていただくというようなことができないか、ちょっと検討してまいりたいというふうにも思います。

消防団の方で、定期的に放水の訓練等もしております、その際に、実際に格納箱に格納されてる消防ホース等も使用させていただいて、点検を兼ねてさせていただくということも一つの案かなというふうにも思いますので、今後その辺ちょっと調整を図ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 点検はね、そういう格好でやってもらえたらいいんですけども、元々私たち自身も、いつからあるのか、わからんぐらいの物ですから、当然劣化してても不思議はないというふうには思います。

あと、もう一つ心配なのは、先ほど、住民が消防活動しますよということですけども、私は消防団の方から聞いたんでは、放水する時に、ねじれてたりしたら筒先が躍ると言いますか、何かポーンと跳ね返ってくるというようなことをお聞きして、ある方はですね、住民がそれやらん方がええで。というような方もおったんですよ。全員違いますよ。いろいろ話を聞くと、そういう方もおられると。だから消防が来るのを待ってくださいという人がおるんですよ、実際には。

ですから、そういった住民がかかわった場合に、けがをされた場合の傷害保険っていうのは何かあるんですかね。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田部長。

総務部長（吉田一弘） 消防団員等の公務災害補償制度というのがございまして、民間協力者という形で、地域の住民の方が、けがをされた場合、補償対象になるというふうにご認識しております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） はい、わかりました。あともう一つはね、今回まだ話は出てませんが、災害発生時に各消火栓の所で何人も使ったと。例えば消火栓に何か所もつないだよという時には、多分水圧が下がると思うんですよ。その時に、例えば地震で火災が発生したと。あっちもこっちも火災発生してるという時に、住民はそれを消そうとして皆つけに行くよと。そういう時に水圧が下がって皆、使えなくなるというようなことも想定されるかと思うんですけども、ただ先についてる水圧がどうかかっていうのは私わかりませんが、元の所は絶対出るわね。その後つないだ所が出んというふう思うんですが、そういうことはないんですかね。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田部長。

総務部長（吉田一弘） すいません、ちょっと水圧のところまで資料が整えておりませんで、即答は、ちょっとできないんですけれども、先につないで、その他、多くの所が次々つないでいった時に、出ないというよりは全体的に水圧が下がってしまうのかなというふうに考えております。

ただ、どの程度で、どの程度水圧が下がるのかというのは、ちょっと水道局の方にも確認しないとイケませんので、ちょっと後日またお答えをさせていただけたらというふうに思います。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

1番（松田 勝） はい。また確認できたらお願いをいたします。ただ、今までのやっぱり論議の中でね、どうしてもこれを大量の金を使って防火ホースの格納箱を設置せなあかんとは思えないんですね、要は。今までの話の中で。要は、なかっても普通にいけるん違うかなというふうに思ったわけですよ、今。

だから、ほんまにそれが必要で、今後も設置していかなあかんのか。いやいや、もう古くなったやつはもう、ほってしまうと。使えるやつだけ使ったらというようなね、やっぱり何か方向性がなかったら、さっき言ったように、点検やったわ、一斉に取り替えんなんわ。となれば相当な、やっぱり金額となりますから、その辺り、ここでなかなかね、答えは出せないでしょうけれども、何かこう考え方をどっかで整理しないと、ただ単に自治会でやってますねん。だけでやっぱり済まなくなるというような傾向になりますから、その辺りだけちょっと、考え方だけちょっとお願いできますか。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田部長。

総務部長（吉田一弘） 先ほども答弁の中でお話しさせていただきましたけれども、新しく開発された住宅地には、そもそも格納箱がない所もございました。旧村においても、今は以前よりも道路等が広く整備されてきている部分もございます。そういう意味において、非常に道路も狭かった時期に、大昔にそういうものが設置されて、また常備消防もなかったという時代からあったのかもわかりません。そういう時と、今の議員おっしゃるように必要性、格納箱の必要性というものは、ある種ちょっと変わってきてる、変化してきている部分ございますので、ただ、自治会で設置していただいている格納箱を行政の方が、もうそれ要りませんよと言うのは、なかなか言えないのかなというふうにも思います。

ただ、昔と比べて必要性が低下してきているというのも事実かなというふうにも考えます。その辺りは、ちょっと私どもの方も議論して、一緒に考えさせていただくというような部分になっていくというふうに思います。

以上でございます。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

1番（松田 勝） 要はね、これすべて自治会でやってますよということになるから、そういう話を私させてもらってます。例えば自治会で、もうこの金ないからやらないということになったら、その自治会単位で撤去するよというようなことでも、町としては、そんで結構です。となるんやったらね、私は先に言ったように、金を出してとか言わないんです、要は。

だから、自治会に介入じゃないけども、自治会でやったことを介入してどうのこうのしません。ということになれば、自治会任せでもいいですよというところにきますから、ちょっとその辺だけ、ちょっと認識ね、しておいてもらった上で今後どうするかっていうのをちょっと考えていただけたらというふうに思ってます。

この質問については、これで終わります。

議長（近藤晃一） 今、松田議員おっしゃったように、考え方によっては、もう町として要らんというふうな考え方にもなってしまいますので、その辺、消防団との絡みもありますので、もう少しちょっと考える余地は、あるのかなというふうに思いますので、ちょっと私としても付け加えておきたいと思います。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田部長。

総務部長（吉田一弘） 今、議長からもおっしゃっていただいたように、また消防団あるいは、また自主防災組織、それから大字等ですね、自治会等とも協議させていただくような機会も持っていきたいなというふうに思います。

以上でございます。

1番（松田 勝） はい。

議長（近藤晃一） よろしいですか。それでは、次に「2. 複数の医療機関から内服薬を処方されている方の重複服薬防止及び飲み残しによる内服薬の利活用について」の答弁を求めます。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井部長。

（勝井住民生活部長 登壇）

住民生活部長（勝井 顯） 住民生活部 勝井でございます。松田議員の2問目の質問にお答えいたします。

重複投薬多剤投与対策及び残薬対策等の医薬品適正化使用の取組は、患者にとって安全かつ適切な服薬に資するものであり、医療費の適正化に大きく寄与することから、推進していく必要があると認識しております。また、国民健康保険税については、保険水準が統一された県内の保険料設定にかかわる重要事項であり、県内市町村全体が保険者負担の抑制のため、医療費適正化に取り組むことが必要不可欠であります。

当町の取組として、まず国民健康保険では、共同支援事業として県国保連合会に委託することで、重複投薬多剤併用禁忌投薬対策を実施しております。事業内容としては、一定の要件の下に抽出した対象者に、投薬実績とともに注意喚起の文書を送付し、かかりつけ医及びかかりつけ薬剤師に服薬残薬の状況の相談をするように促してい

ます。また重複多剤投薬者のうち、一定の要件の下に抽出した者について、電話による状況確認を行うことで改善するように促しております。

次に、後期高齢者医療保険では、保健師協力の下、薬剤師と連携して重複多剤投薬者のうち、一定の要件の下に抽出した者について、電話や面談による状況確認を行うことになっております。なお、令和6年度の該当者は0人でありました。

今後も注意喚起、呼びかけを継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

1番（松田 勝） 只今の説明にありましたように、一定の要件の下です、電話や面談による状況確認をされたというところですけれども、6年度は0人ということは、該当者がいなかったということになるんですけれども、ただ、ちょっと調べてみますとでね、どうもその対象となっているのが、個人で15種類以上の薬を飲んでる人以上というのは、やっぱり極めてですね、多過ぎるんじゃないかと。15錠を対象とするということは、というのは、2か所といってもですね、やっぱりそこまで飲んでる人といったら、対象者が少ないと思うんですね。せめてやっぱりその半分の8錠とかね、やっぱりやらないと、この調査には該当しないと思うんですよ。

ですから、まず15錠じゃなくて複数、複数でなくてもいいですよ、1か所の病院あるいは医師にかかって例えば8錠以上の方とかね。いや、1か所の医者やったら別に重複はしないですね。ごめんなさい、今ちょっと変な言い方したけど。要は二人、2か所以上の医者にかかって、もらって重複すると。ですから、せめて15錠じゃなくてももう少しやっぱり少ない単位で、やっぱり調査をすべきだと思いますけれども、その辺いかがですか。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井住民生活部長。

住民生活部長（勝井 顯） 松田議員が今おっしゃってた分は、多剤投薬者についての部分で、これは共同事業として15種類以上の投薬というのは決まりがございまして、そ

れとは別に重複投薬者というのがございまして、同じ薬効に分類された薬剤の投与が2か月以上続いている者も対象となっております。

先ほど、令和6年度対象者ゼロというのは、後期高齢者医療についての該当者のみでございます。

以上でございます。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

1番（松田 勝） 今おっしゃったことは分かりました。ちょっと私ね、先に他の話も含めてやったんで、あれですけれども、重複じゃなくて多剤の方が15種類ということで、それも含めて今回、15錠じゃなくて半分の8錠ぐらいですかね。やっぱり、していくべきじゃないかと思うんですが。それ、先ちょっとお願いできますか？

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井 顯） この基準が、町独自で決めてる基準ではございまして、県と医師会と薬剤師会が国保連合会から調査が入っておりますので、ちょっと安堵町独自の基準ではないことを御理解いただきたいと思います。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

1番（松田 勝） それは理解します。ただ、数字がちょっと15は多いなという感覚ですよ、私は。ですから、町として独自にはできないけれども、県なりに申し入れをしてですね、これでは対策にならないんじゃないかということも含めて、ちょっと上申ができるんかどうか、そこだけちょっとお願いします。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井 顯） 連合会の場で、ちょっと私も詳しくないんですけども、連合会の場で意見が出せるかどうか、また情報収集に努めてまいります。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） それでお願いをいたします。あとですね、重複服用の対象者、いろいろ話してますけれども、要は、それを防止するための安堵町の対策をもう少し細かくですね、ちょっと説明できるのであればお願いできますか。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井 顯） 現状の対策としては、共同事業による啓発ですね、と、電話による問い合わせのみとなっております。以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） これ二つ、今日ちょっとね、重複と多剤とやってるんで、非常に私自身もややこしくなるんですが、いわゆる、先ほど森田議員も言った広報活動というのが一つあります。どういう広報活動を打てば有意義かというのを考えればですね、皆さん医者に大体かかっていくという年齢ですから、当然、国民健康保険とかいろんな時に、1年に1回送りますよね、各個人に。そういう所にですね、重複であるとか、多剤であるとか、そういった広報をやっていくことによってですね、各個人が、安堵町としてこれに取り組んでいますよ。というのを認識させるというんかね、そういう活動も重要になってくるとは思うんですが、そういった広報活動については、どうでしょ

うか。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井 顯） 現在は、対象者のみの啓発となっておりますので、議員がおっしゃるとおり当初納付書とか納税通知を対象者にお送りしますので、その時にチラシの同封も考慮に入れたいと思います。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 広報にもちょっと力を入れていただくとともにですね、お医者さん、薬剤師と医師ですね、そこら辺の協力も当然これ必要になってきます。ですから協力をいただくための活動も、これ必要になってきますよね。町として、例えば医師会であるのか、薬剤師、どういう会になるのかは、わかりませんが、安堵町として、こういう対策をやってますよと。ですから、こういう協力をしてください。というようなこともやっぱり必要になってくると思います。その辺は、どのようにお考えでしょうか。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井 顯） 安堵町単独でちょっと今、医師会・薬剤師会というのは、ちょっと申し入れっていうのは、ちょっと難しいかなと思いますので、郡であったり、広域の場で、そういう要望を上げてまいりたいと思います。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） その辺よろしく願いをいたします。あとですね、取組としては、あるんですけども、多剤投薬というような話でですね、先ほどもやってみました。それともう一つはね、要は薬の飲み残しの対応をどうするかというような話もあります。私、安堵町の国民健康保険の委員会、町長も同席されてましたけれども、その席でも薬の問題は提起をしております。その時に、お医者さんもね、こういう話をされました。薬どう見ても残ってる人に、残ってる薬持ってきてくださいと言うたら、段ボール箱 1 箱ありました。という話でした。これは先生がおっしゃってるんやから事実やと思いますよ。そやけども、そのあと私テレビ放映でですね、もっと凄いのを見たんですよ。たまたま見てんけどもね、どういうことか言うと、同じように、残ってる薬を持って来てくださいと言ったら台車で持ってきたと。これテレビやってたから事実だとは思いますが。その中にね、1錠1万円、どんな薬が知りませんが。1錠1万円ということは、1割負担やったら10万円ですよ。多分、重症患者やとは思いますが。そんなも飲んでないというようなこともあって、相当金額が膨れ上がってる。

ちょっと調べてみると、75歳の高齢者分だけで年間500億円。少なめに見積もって500億円で、75歳以下を入れると1,000億円を超えると。軽く1,000億円ですよ、超えるというのは分かってます。ですから、残ってる薬をどう利用するかというのは非常に難しい話ではあります。というのは、薬事法とかいろいろありまして、薬屋、薬剤師の所に持って行っても現金とは引き換えにはできないと。

で、その余ってるやつを他の人が流用できるかと言ったら、これもできない。いろんな縛りがある中で今、いろんなところで取組をやっておられるのは、残った薬を薬剤師さんに預けて、それが飲めるかどうかを確認して、飲めないものは破棄すると。要は期限切れですね、それを破棄をすると。飲める分はどうするんやとなった時に、処方箋書いてもらいますよね、お医者さんが。その処方箋に基づいて薬剤師が薬を出すと。そやから、その中で操作をして、例えば20日分なり、40日分で出さんなんやつを20日分だけ出して、後これを利用してもらうというようなやり方をだいぶ今やられてるというのをお聞きしましたので、その時また、先ほども言いましたように、薬剤師さんであったり医師の協力がやっぱり必要になってくるというようなこともありますから、そういった取組が安堵町としてできるかどうか。できるかどうかじゃなくて本当は、やらなあかんのやろうけどね。

その辺、考え方だけちょっとお願いいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西本町長。

町長（西本安博） 町単独でというのは、なかなかやりにくい部分があると思います。生駒郡、あるいは西和地域、そういう医療担当者、私どもの方も、あるいは先生方も寄っての定期的な会合もあるんで、まずそこでいろいろ話をさせていただいて、具体的話、実践にしていこうということが一番大事なかなと。単独で言っても、大概は向かいの先生が一番多いんですけど、それ医師会の方でもね、かなり取り組んでおられますよ。

私、向かいでいつも2か月にいっぺん薬もらってますけれど、実は、町長だいで余ってるやろと。家にあるもん全部持ってきと言われて、次の薬もらいに行く時に全部持って行きました。今おっしゃってるように、何が何ぼ、何が何ぼ、何が何ぼ残ってますねと全部チェックして、2か月分を渡すんだったら、いわゆる足らない数字が全部出ますから、そこでいっぺん全部合わせはりました。

それからは、もう行くたびに、残ってるか、残ってへんか。残ってたら何が何ぼ残ってるか言ってくれということで、かなりチェックも厳しくされていらっしゃいますんで、要は、おっしゃってるのは、そういうことをも一つかなと思いますんで、医師会としても、かなりそのことは意識的にも今やっておられるようです。私、行くたびに言われます。何か残ってませんかとか言うて。そういうこともありますんで、それは町として単独で医者にどうやということよりも、西和地域なら西和地域、あるいは生駒郡なら生駒郡での、そういう会合の時に、どういう状況になっているのかということの情報交換をするのも、一つの方策かなと考えております。

以上でございます。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

1番（松田 勝） いろんな方策をとっていただくということが非常に重要になるかと思えます。特に安堵町の場合ですね、今、7町以外の郡山も結構おられますから、やっぱりその辺連携をしてですね、やっぱりそこだけやりかけて、そこだけで終わったんではダメですから、やっぱりそれを各地域にね、やっぱりできるようにするということ

で先ほどの1,000億円を何とかしたら、国民健康保険も全部値上げせんていいんちゃうかというようなことにもなりますから、いろんな努力をした上でやると。

ただね、これはね、個人の考え方にも非常にね、頼らざるを得ないというところあります。ですから先ほど言いましたように、広報活動で薬を飲み残してたくさん家に持っておられる方は、必ず薬剤師に相談してくださいとかね。やっぱりそういう周知の仕方をして、医師会との連携もそうですけれども、各個人、住民の方々の意識も高めなければ、この問題は解決しないというところですので、その辺、広報活動も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

この質問に関しては、以上で終わります。

---

議長（近藤晃一） はい。以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は6月の16日、午前10時開会ということで。

本日は、これで散会いたします。

お疲れ様でした。

---

散 会

午後2時25分

---

